

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（445）
2. 日時：令和5年2月1日 13時30分～15時20分  
15時30分～16時45分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、  
大塚安全審査官、小野安全審査官、長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全技術担当）、他8名

原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ（安全設計担当課長）※

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への基準適合について 第9条（溢水による損傷の防止等）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第9条 溢水による損傷の防止（DB09 r. 4. 2）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 4. 2）
- （4）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第9条 溢水による損傷の防止等）
- （5）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第9条 溢水による損傷の防止等

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、規制庁のものです。それでは泊発電所3号炉の
0:00:07	九条の溢水による損傷の防止についてヒアリングを始めたいと思います それでは説明をお願いします。
0:00:14	はい、北海道電力の濱口です窮状ないベースについてご説明させていただきます。本日はまず初めに資料4のヒアリングコメント回答リストを用いまして、
0:00:25	前回ヒアリングのコメントについて、回答を説明させていただきたい と思います。
0:00:30	上から順番に説明させていただきます。まず、コメントのナンバー1に なります。こちらは地震時の溢水評価で、の隔離操作についていただいた コメントになりますが、
0:00:42	回答といたしましては、女川と泊の相違点が明確となるように、まとめ 資料及び差異理由の記載を適正化してございます。
0:00:51	女川と泊の相違点については2点、記載さしております、まず一つ目 が系統隔離に至る条件になります。女川は、漏えい検知によるより、
0:01:02	自動確率で漏えい停止いたしますが、泊は漏えい検知は地震による原子 炉トリップにより判断するものとしておりまして、地震加速度大による 原子炉トリップ時には、
0:01:15	漏えいの有無にかかわらず、あらかじめ定めた隔離対象機器をすべて隔 離する運用としてございます。
0:01:22	地震、地震時に原子炉トリップに至らない場合については、地震の強さ が主に応じた処置を実施する運用としておりまして、水源からの漏えい がないことをパトロールにて確認することとしております。
0:01:36	相違点の二つ目としましては、溢水の老齢停止を目的とした運転員によ る手動隔離操作の有無というのがございまして、女川は地震起因による 溢水の漏えい停止に、
0:01:49	を目的とした隔離において漏えい検知に乗る自動隔離のみに期待してい るのに対しまして、根井泊では、自動隔離には期待しておらず、運転員 による、
0:01:59	隔離操作に期待して溢水量を設定している系統があるということを記載 してございます。
0:02:06	続きまして、ナンバー2のコメントになりますが、こちらはハッチの開 放条件に関するものになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:13	こちらはちょっと差異理由がわかりにくかったということになると思うんですけども、泊の溢水評価では、床面に設置されたH a t c hによる止水には期待しておらず、
0:02:24	8から課題に水が伝播する条件として没水評価を実施しております。そのため、定期検査作業であっても、ハッチの開閉状態が評価に影響することはございませんので、
0:02:36	女川がA評価では、発注にハッチが閉止していることにより伝播しない上限度、
0:02:43	している、いるので、
0:02:46	H a t c h。
0:02:48	もS E警部としていないという運用は泊では必要がございません。
0:02:55	続きまして、ナンバー3になります。こちらは地震時隔離の、
0:03:00	この辺でいただいたコメントですので、ナンバー1でご説明した通りとなります。
0:03:05	続いてナンバー4になりますが、こちらは、
0:03:10	この後出てきますNo.8のコメントにもあります、原子炉外乱に対する評価方針が再説明の中で、泊はすべての防護対象設備を溢水から、
0:03:21	防護する方針だが、例外として、充填ポンプは、
0:03:25	3台のうち1台が没水するとご説明したことに対する、コメントをいただいております。
0:03:31	これに対しまして回答としましては、
0:03:35	泊は水防護対象設備が水の影響を受けて、安全機能を損なわない設計、これはガイドの判定基準にのっとりまして、多重性、多様性も、
0:03:45	考慮した上で、安全機能を損なう損なわない設計と。
0:03:50	しております。ですので、前回例外として示しました充填ポンプに関しましては、
0:03:57	想定破損の評価において、3台のうち1台が没水する結果となっておりますが、多重性を有することによって、2台同時に要求される機能を損なうことがないという評価結果となっております、
0:04:11	上記の設計方針を満足するということになっております。
0:04:17	以上より前回ご提出した、
0:04:21	尾野側との比較結果の差異説明欄に、当該評価結果を例外と表現したのは適切ではなかったもので、例外という表現は削除してございます。
0:04:33	また参考として補足説明資料に、想定破損時の充填ポンプの没水評価計画について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:41	ご説明しているんですけども、想定破損の正式な評価結果については次回以降まとめてご提出することを考えております。
0:04:51	続いて、ナンバー5。
0:04:53	ですが、こちらは、
0:04:56	地下水の流入防止に関するコメントをいただいております、
0:05:01	こちらはもともとこのガバツと最後ある期待にはなっていたんですけども、泊の状況を踏まえまして女川と同様の記載になるよう、記載を適正化してございます。
0:05:14	次にナンバー6になります。
0:05:18	こちらは、消火水放水による溢水評価で、等価時間を用いて放出放水を算定しているのに対しまして、区画面積が変わる場合、
0:05:28	可燃物量が変わる場合の、資機材の持ち込み管理について説明することというご指摘をいただいております。
0:05:36	これにつきましては、この
0:05:40	被水評価の維持管理に関しまして補足説明資料、作成しております、資機材持ち込み管理について、フローを作成してご説明しております。
0:05:51	すいませんこちら誤記が1点ありまして訂正させていただきたいんですけど、あの資料反映箇所の補足説明資料36と書いているんですけども、こちらの42の間違いになります。申し訳ございません。
0:06:08	ありました。
0:06:10	続いて、ナンバー7は先ほどのNo.4でご説明した内容になります。
0:06:18	続いてNo.8になります。
0:06:21	こちらは原子炉外乱に対する評価方針についてコメントをいただいたものだったのですが、回答といたしましては、
0:06:29	イスイ評価ガイドの要求を踏まえまして、溢水の影響により、原子炉に外乱が及びかつ安全保護系原子炉停止系の作動を要求される場合には、
0:06:39	そのSEの影響を考慮した上で、安全評価指針に基づき、必要な、すみません、読み上げてしまってるんですけども、安全解析を行うことを、
0:06:50	まとめ資料に記載してございます。
0:06:53	こちらの防護方針は、女川と同様であることから、女川とのまとめ資料の比較結果から、こちらの記載は削除してございます。
0:07:04	また安全解析につきましては、溢水によるは、一斉により発生すると考えられる、運転時の異常な過渡変化または設計基準事故について、どのような事情が受ける可能性があるか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:17	こちらを城事象を含めて分析しまして、その結果を補足説明資料にまとめまして、世界のヒアリングでご説明したいと考えております。
0:07:28	一旦ここで切らせていただきます。
0:07:31	はい。規制庁の小野ですそれでは確認に入りたいと思います。
0:07:36	まず1個目の回答で、すみませんちょっとよく、
0:07:41	わからなくて教えていただきたいんですけども。
0:07:44	基本的にもう泊が、女川と違って、自動隔離はしないで全部手動隔離をしますっていうことで、これであらかじめ
0:07:54	隔離対象機器をすべて隔離する運用としているって書いてあるんですけどもこれはもうすでに何か保安規定か何かで定めて、
0:08:03	原子炉トリップが起きたらすぐに隔離できるっていうふものを、もう何かこう、
0:08:10	定めてそれがもう担保されてるっていうことなんです。
0:08:14	はい北海道電力の濱口です。すでに運転管理要領の方に水源となりうる機器はすべて記載していて順番に確認していくという手順を定めております。
0:08:27	規制庁のそれで隔離時間っていうのがもう何分かっていうのを、もうすでに航空訓練か何かで確認していて、
0:08:38	ある種その隔離時間2、保守性を考慮した時間までは溢水をするとして、この評価をするっていうことです。
0:08:48	北海道電力の濱口です今おっしゃっていただいた通りとなります。規制庁です。わかりました。ちょっとそれでよくわからないのが、
0:08:57	ある種それはあくまでも原子炉トリップの、
0:09:03	時にはそういう運用をしていて、この
0:09:07	原子炉トリップに至らない場合は、パトロールして確認して、漏えいがあるかどうか確認しますということなんですけれども、
0:09:16	そうすると、あれなんですかね、その漏えいがあった場合にはそのパトロールをして閉めるっていうことになるってことです。
0:09:26	はい。北海道電力の濱口です。
0:09:29	あと原子炉トリップに至らない場合は、パトロールして、漏えいが確認された場合は隔離するということになっております。規制庁のです。ちょっとすみません私もよくわからないところがあるんですけども、
0:09:42	例えばその女川みたいに、ある種の検知をする装置で、何か水が幾つまでとか、多分水が幾らになったら何かこう隔離するのにかちょっとわからないんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:54	そうするともしもしろ、漏えいがあった場合パトロールで漏えいが見つかった場合っていうのは、その次、従来の、
0:10:02	隔離するまでの時間、
0:10:05	よりも、あれなんですかね、その超えることがあるっていいですか隔離時間の、
0:10:11	タンブって漏えいがあった場合には、できてるのかできてないのかっていうのがわからなくてですね。
0:10:18	その溢水の評価時に何か、どうなるのかっていうその関係性がちょっとよくわからないんですけどもそれはどうやって担保するんですか。
0:10:36	北海道の伊藤でございます。
0:10:39	ありがとう。
0:10:41	あらかじめ定めた隔離時間に対してパトロールの場合は、それを担保できないんじゃないかとそういうお話かと思えます。
0:10:50	で、
0:10:52	まず、
0:10:53	原子炉トリップに至らないっていう、その
0:10:57	地震の大きさにおいて、基本的には漏えいというものは地震による漏えいというものは発生しないのかなというふうには考えておりますそれは、
0:11:08	原子炉トリップに至るガル数っていうのが、
0:11:12	基準地震動に対してかなり小さい、具体的には 100、
0:11:16	150 とか 160 g a l ぐらいで、
0:11:19	原子炉トリップに至りますけれども、
0:11:22	その加速度では、耐震BCクラスのあらかじめ確認対象としているものについても、
0:11:33	大規模な損傷というのは、起こりえないのかなというのがまず前提としてございます。
0:11:38	その上で、
0:11:41	漏えい時間を超えることが、漏えい時間が、評価で使っている時間を超え、時間を超えないのかということに関しては、関しては、
0:11:53	中には、厳密に
0:11:56	評価していけばあるのかもしれないですけども、まず、
0:12:01	融度は小さいものから、パトロールで優先的に確認に行くと。
0:12:06	というような対応によって、もともと十分なオフィスを持っている時間でするので、その中で収まるように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:17	対応していくと、そういうことになろうかというふうに思います。
0:12:23	規制庁の尾野ですその方、
0:12:26	ちょっと耐震上の問題でちょっとすいませんよくわからなかったところなんですけど、これってちなみに他のプラントを泊と同じように対応してる先行の事例はあるんですか。
0:12:39	はい。北海道の伊藤でございます。
0:12:41	パトロールで推進のお久小さい時にパトロールでいくというのは、まとめ資料に明示的に書かれてたな言い方、3号炉3があるかなというふうに思いますけれども、
0:12:53	PWRでパトロールに行くっていうのは、共通でとられてる対応かなというふうに思います。
0:13:00	規制庁のです。はい。いいですか。
0:13:06	パトロールっていうのはわかりはするんですけど、
0:13:10	どうやって検知し、するんですかなんですよ。
0:13:15	これガイド読まれてると思うんですけど、これ原子炉トリップを伴う地震発生がどうかっていう問題ではないんですよ。
0:13:23	地震による損傷なんで、地震による損傷が発生した場合に、
0:13:27	要は、溢水を想定しましょうと破損を想定しましょうと。
0:13:31	そうした場合に、要は、耐震Sクラスでもつような配管はまずそこが除外されますよねと。BクラスCクラスっていうのはどの地震で破損するかまずわかりませんよねと。
0:13:44	そうなった場合に、溢水が発生した場合に、溢水量をどう想定しますかという話になった時にセンコーは、要はB C配管が置かれてるようなところには、基本的には例えば検知器なりなんなりを、
0:13:57	どういう建築主、スウェイ置いた上で、要は検知してから、それを市民に行くので想定時間は例えば時間かける流量で、
0:14:06	流量が出ますよと。
0:14:08	いう話を多分整理していて、例えばその、この9-17ページ見てもらえばいいんですけど、
0:14:14	大飯でもそういうふうな整理をしてると思われています。
0:14:19	以上の検知事象の判断って書いてあるので、そうすると我々別に検知器をつけるって言うわけではなくて、異常の判断よ異常の検知をどうするんですかっていうことに対して、
0:14:29	回答していただかないと駄目であって、
0:14:32	要はその

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:34	このプラントの挙動を我々聞いているわけではなくて当然原子炉トリップすれば、トリップ信号によって、いろんなところは遮断しに行きますよと、それは当然の話であってそれはもともと、
0:14:46	異常時の処置なり、ももとのプラント設計でそうなってるはずですよ。
0:14:50	そんなことを別に言ってるわけではなくて、
0:14:53	要はその想定される溢水が溢水ガイドに基づいてね、どう評価しているかと。
0:14:59	それを溢水量を算出するときはどうするんですかっていうことに対して回答していただかなきゃいけないと、今、今の回答であれば、要はその
0:15:11	パトロールして見つけますってことは、パトロールしてる間は要は見つける間は、無制限に水が出ますよ。
0:15:19	なので、保有水量その系統に持つてる保有水量はすべて漏えいするとして計算してるんですかって、そういうことですか。
0:15:34	はい北海道の井藤でございます今宮本さんがおっしゃってくれたような定量的な評価というのが、パトロールに関して、今できている状況ではなかったんで、
0:15:45	例えば、今
0:15:49	お話にありました、耐震性を有する検知器を設けるですとか、もしくはこれ今我々確認に行かなきゃいけない系統というのが、
0:15:59	プラントの安全上必須になるような系統では全然なくてですね。
0:16:06	飲料水の系統ですとか、湘南用水の系統ですとか、そういうものが大半です。地震によってあまり
0:16:17	トリップを伴わない場合でも、各ってしまうですとか、そういう対応もできるのかなというふうに思いますので、改めてこちらの方で検討させていただきたいと思います。
0:16:32	ちょっと伊藤さん多分まだ全部理解されてないかなと思うんだけど、
0:16:36	あくまでも溢水量の想定をどうしますかって、溢水量ですよ。
0:16:42	なのでここ地震による溢水っていうのはあくまでも、先ほど言ったように、BCクラスの溢水量を策定しなきゃいけないわけで、建屋の中で、
0:16:50	そうすると大地震なり何なりで別に地震地震動関係ないんですよ、もう。
0:16:56	基準地震動に耐えられない前提になるので、そうすると、そうすると、この部屋の中に一本、飲料水配管が何かありますって言ったようなときに、インド水配管がもう壊れることを想定するんですよ。
0:17:08	想定してい例えばそれが漏れましたよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:11	だけど下に感知器があるので、建築があるの例えば検知があれば、検知して、この配管のアイソレを、要は1時間以内にできますとなったら1時間で、
0:17:21	漏えい漏洩量で1時間なるわけですよ。だけど自動自動検知だったらすぐ止まりますよなんすよ。
0:17:28	そうです。
0:17:29	なので、今言ってるようにここの家間考え方っていうのは、溢水量をどう想定しますかっていうところなので、この原子炉トリップとか、例えば今飲料水配管がどうとかって言ってるようではなくて、
0:17:41	その守るべき区画に、
0:17:44	何があって、
0:17:46	例えば、石井閣のポンプのある部屋の上に、
0:17:51	何か例えば液体廃棄物処理系だったりクラスが弱いものがあるって、その保有水が出る可能性がありますよと。
0:18:00	そうなった場合にどれぐらいの量が出るかを算定しましょうなんですよ。
0:18:05	なんでそこを理解してこれを整理しないと、ここは全然先進まないですよここ。
0:18:11	いいですか。
0:18:13	北海道の金田です。ちょっと私間違っただけで、今回その原子炉トリップに至った場合についてはすぐに確認に行きますと、それまでの間は当然漏れということ想定した上で溢水量図ってると。
0:18:24	原子炉トリップに至らない場合についても、例えばすごい小さな例えば3Galとか40であっても同じようにパトロールすぐ行きますと、
0:18:31	それで当然漏れたら閉めに行くって話になるから漏れてる箇所が1ヶ所分少なければ、当然漏れる量は、原子炉トリップには全量漏れることでも大丈夫だというふうに判断してるわけなので、
0:18:42	結果的には量としては少なくなるんだからその辺を定量的に示すっていうことで、今回宮本さんからいただいた話ってのは整理ができるんじゃないかというふうに私は考えてるんだけど、違うか。
0:18:54	地震が起こった時には、漏れることも含めて、その時間軸でダーッと全部閉めに行きますと、その間で漏れるものについては、溢水量と想定するっていう考え方をしてるわけだね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:06	それと同じで、地震に至らない小さな地震であっても、とにかく見に行きますと、見に行ってもれてれば順番閉めていくわけですから、結局トータルで漏れる量をどう考えるかっていう話で、
0:19:17	野見山さんのおっしゃる通りやはり漏れる量のことをしっかり
0:19:21	トリップしないような地震であっても、こうこうだから、大丈夫なんですっていう説明ができるのであればそういう説明をしにいくと。
0:19:27	そういう考え方だと思っただけど、
0:19:30	ね。
0:19:31	どうやって
0:19:34	セキュリティ原子炉トリップっていうの私気にしてないですからね。
0:19:38	先行女川も多い見てもらったらわかりますけど、キック原子炉トリップになってませんし、
0:19:44	例えばガイド原子炉トリップ前提にしてません。
0:19:49	なのでトリップに期待してるか来てないかっていう議論はそもそもしてないんですよ。
0:19:54	地震が発生した場合なんですよ。地震が発生した場合に、
0:19:58	B Cクラスの配管は漏れいすることを想定しましょうなんですよ。
0:20:03	なので、これ9-17ページ見てもらえばわかるけど、これ明らかに申請書の内容とか、考え方が違う回答を、
0:20:11	やられてるんですよ。
0:20:13	大井大井がわざわざそれを書いているにもかかわらず、
0:20:17	大飯と女川を比較してるにもかかわらず、泊は全く違うことを書いてるっていうことを認識してもらわないと。
0:20:25	ここの理解ってなかなか進まないですよここは。
0:20:28	そうじゃないと、結局本当の溢水、溢水評価っていう、これから出てくるやつが、
0:20:34	地震時の漏れい量をどれぐらい想定してるのかっていうところが、本当にちゃんとローで漏れいヨウ素の覚知ができるかできないかかっていうところをどう覚知しますかっていうところで、
0:20:47	時間が決まってくるわけだから、そうすると、系統納涼全部出ちゃうんですかっていう話になりますので、
0:20:54	そもそもPの場合は上から落ちてくる水が多いんだから、
0:20:59	そうですね下に色があるから。
0:21:02	そういうふうになったら、基本的には多分基準地震動に耐えるものが多いと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:07	多分そのE C C Sがそういうのは多分保有水の大きいやつは多分、
0:21:13	はいはそうしないでしょうと。
0:21:15	さっき言ったように、B Cクラスでやってる液体廃棄物処理系とか、H SとかC sとかちょっとわかんないけど、そのハウスボイラー上の蒸気系とか、そういうのがあってれば、
0:21:25	当然漏えいを想定するんだけど、
0:21:28	だけど漏えい量を減らすためには耐震補強かなんかしてS s
0:21:32	黒阿比留クラスCクラスでもS s機能維持すればそれを落とせるっていう、評価の経緯になってるので、
0:21:40	そういうことを考えたときに、溢水量をどう計算しますかっていう一番問題になるところが、今みたいにぼやとしてしまっていると、これは事業者としてそこは理解されてるかどうかちょっとよくわからないので、そこはよく
0:21:54	先行の審査実績、例えば今いい方言われたんだけど、伊方はどういう量をどう計算してるんですか。
0:22:01	どう覚知して、
0:22:04	どの後どういうふうな経緯でその溢水量を想定してるんですかって。
0:22:08	ガイドにもそれはちゃんと書いてあります。
0:22:12	そこガイドに従ってちゃんとやっていただかないと、
0:22:15	ここを明らかにガイドに従ってやってるようにこの申請書上は読めないんで、
0:22:21	そこはよくやってください。いいですか。
0:22:27	はい北海道の伊藤でございます。
0:22:30	まず、
0:22:33	意識する地震時に、
0:22:35	原子炉トリップって我々書いてますけれども、それ以下の地震の時も含めて、溢水量に関して、定量的に、
0:22:45	お示した上で、安全機能に影響を及ぼさないのかっていうのを示す必要があるというふうに理解いたしました。
0:22:54	その上で、地震時全体の対応を踏まえた、
0:23:00	テンパチ本部への書き方っていうのが、あるんじゃないかと、そこをよく考えて見直せと、そういうご指摘というふうに理解いたしました。
0:23:30	やっぱり8ページをよく読んでください。
0:23:34	地震時において漏えい自動で提示される場合には自動で作動する機器信号等受信時においても機能喪失には示されていなければならないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:42	指導で提示させる場合には停止までの操作時間が地震時においても妥当であることが示されなければならないと。
0:23:50	で漏えい停止を運転員の手動操作に期待する場合にあっては、不安定も前回文書して十分明確されていかなければならないと。
0:23:59	で、附属書Bを参照にしてください。
0:24:02	書いています。
0:24:04	それを今、今回これは参照されてますかなんですよ。
0:24:09	してます。
0:24:13	はい北海道の伊藤でございます。附属ガイドの、
0:24:17	今私も見てますけれども、
0:24:21	7ページ目8ページ目。
0:24:23	にあるガイドの記載をよく踏まえた上で、それは我々今、これを受ける形で評価し、
0:24:33	ですとか、まとめ資料の作成できてないところあるかと思しますので、改めて対応して参りたいと思います。
0:24:44	お願いします。
0:24:48	規制庁です今の質問に対して何かありますか。
0:24:52	すいません。次の質問。
0:24:54	に行ってますね、次
0:24:57	2番目の、
0:24:58	回答なんですけれども、これ旧の20日ページって書いてあって、
0:25:06	比較表ですね、これちょっとよくわからないのは、泊は、
0:25:12	女川、
0:25:13	と違って、プラント停止中にも、の一斉評価を全部やるってことなんすか、開封
0:25:25	点検例開けるH a t c hっていうのに対して、これ評価をすべてやりませ運転中だけじゃなくて停止中の評価も、溢水を評価しますっていうそういう宣言をしてることなんですけど、
0:25:42	はい。北海道の井藤でございます。今大野さんのおっしゃってくれた通りで、線源という少しあれなんですけれども、
0:25:53	定検時も、
0:25:54	通常時も、H a t c hは空いてるものとして、溢水経路として考慮しているというふうに
0:26:05	はい。
0:26:07	ですので、定検時も通常時も、条件が変わる、変わらないですよと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:13	なので、
0:26:14	実際、H a t c hがね、開いていたり、閉じていたり、当時でも申請がないものなので、評価上はすべて、
0:26:25	水が流れるというふうに評価しておりますので、その意味で、定検でも、所、定検時であっても状況は変わらないと。
0:26:33	そういう回答になっておまして、今聞かれてるのはそうじゃなくて、定検時の評価もするのかっていうかそうじゃないと定検時の評価をするって話してるじゃないよね。そこちょっと。
0:26:44	定検時の評価として改めてするという話ではなくてですね。
0:26:48	運転時の評価にほぼ含まれていると、そういう
0:26:52	地震の回答です。規制庁のです。運転時の評価で、そのH a t c h
0:27:01	ていうのがちょっと全部空いたものとして、どんどん下に落とした評価をしていきますでそれによってこの担保するんですけどっていう説明と理解したんですけども、
0:27:13	これはあれなんですか
0:27:17	は、
0:27:18	H a t c hで、
0:27:21	止水性を期待しているものがあってもなくても全部それはもう下に落とす評価を泊はすることですかそれとも一部の発注だけなんですか。
0:27:32	はい。北海道の移動でございます発注の取り扱いっていうのは、基本的にすべて同じになっておまして、
0:27:38	恣意性がある発注というのは我々、
0:27:42	判断しかなかったかなと思いますけれども、すべて下に落とすという前提でやっておりますちょっと誤解を
0:27:49	招きがちだと思うんですけども、
0:27:52	まずその
0:27:54	ある階層の没水評価をするときに、上の水は、その階層より上で発生する水っていうのは、一旦すべて当該評価フロアに溜めると。
0:28:06	いうそのそういう評価をしております。その上で、H a t c hからすべての水が下層階に流れ落ちていって、
0:28:13	さらにその下の階で、全上の階にある全量を、全量でどのぐらい水位が立つのかとそういう、上から順番に評価していくとそのときに、
0:28:25	H a t c hは、水を流すということに前提になってますので、はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:33	規制庁です。承知いたしました。なので女川のように積とかを設置して、溢水の影響がないようにする必要はないということですわわかりました。あとすいません。
0:28:45	21 ページのまた書きの後なんですけど、これで事業者検査、
0:28:50	定期事業者検査、
0:28:53	施設定期検査って、
0:28:56	失礼しました北海道の井藤でございます定期事業者検査の誤りですので、修正させていただきます。規制庁です結構、
0:29:05	所々にす、出てくる言葉だと思うんで全部直していただけたらと思います。
0:29:16	規制庁宮です。ちょっと今のところが大体理解はしたんですけど、
0:29:21	まず、
0:29:22	ここのところの考え方として溢水評価上、
0:29:26	各階にまず水がたまりますよと、そこで1回整理した上で、
0:29:32	次の回にそれが全部を下に落ちると。
0:29:35	落ちて次でももう1回確認していますと。
0:29:39	なので下に行けば以降それがたまっていくと。
0:29:42	そのイスイ経路2の評価に関しては、
0:29:47	例えば階段から落ちるとか、そう、そうだけじゃなくて、要はそのハッチがないものとしては力持ちると。
0:29:55	8、何物ってか発注に止水性がない前提で発注のところからも降りていくと。
0:30:00	ということで前提でやってるということは、ハッチの下にあるものについては、
0:30:06	被水する前提になっていると、そそういうことですかね。
0:30:12	はい。北海道の移動でございますハッチの下に、仮に水防護対象があれば被水対策を施すと、そういうことになります。わかりました。そうするとこの備考の書き方が微妙なんだよね。
0:30:25	要は多分女川とかは、基本的には年8日申請持たして、必要な決められた経路以外からは溢水水が漏れないようにまず前提にしているんで、
0:30:38	要は下に落ちていく流路がもう決まっていますよと。だけど、友利の場合は、溢水経路ってのは一つだけじゃなくて、要はそのH a t c hからも全部落ちることを前提にしているんで、
0:30:50	要は基本的には、定期検査施設、市事業者検査の時にも、それは変わらないと、溢水経路に変更がないのでってそういうことですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:02	そそういう書き方に今なってるかっていうところは、
0:31:09	あとそれ、
0:31:11	それはいいんですけどそれ、その評価ってのはPWR全体的にそういう評価してるんですけど。
0:31:19	はい。北海道電力の伊藤でございます。
0:31:22	PWR共通の評価というふうに認識しております
0:31:26	隣に今日三菱重工さんいらっしゃってますけども、
0:31:30	じゃあこの備考にそれを書いといていただかないと、我々ちょっと申し訳ないPO終わってから大分たつので、どうしてもBの前提でちょっと見てしまっておっしゃる通りやっぱそこは重要な情報であって、PWRの場合はH a t c hの
0:31:45	申請には期待してないのは期待してないっていう記載を変えていかないと、
0:31:50	パッチの止水性の話もまるで備考に書いてないので、そこはしっかり書いておいていただいた方がいいかなと思うんですかね。はい。北海道の井藤でございます。承知いたしました。あの際の、
0:31:59	記載について見直したいと思います。
0:32:08	規制庁のです。次ちょっと5番まで飛ぶんですけども、あれですかその前に確認したいところあります。
0:32:26	すいません4番のところなんですけど、
0:32:30	一応これ、
0:32:32	前回その例外っていう表現したので、どういうことだっていう話で、その訂正されてるんですけど、ちょっと確認のために
0:32:41	補足説明資料の
0:32:45	殊中ですかね。
0:32:50	そこに比較比較表の
0:32:54	多いと、
0:32:56	泊の
0:32:59	充填ポンプの区画。
0:33:03	基本的にこれ、
0:33:06	衛藤大井と泊と方法とか
0:33:10	考え方は同じですよ。まずそこからなんですけど、
0:33:20	はい。北海道の伊藤でございます大井と、泊で考え方は同じというふうに認識しております。
0:33:26	規制庁奈良です。要はその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:31	充填ポンプが設置されている、
0:33:35	部屋は一つなんだけれども、A B Cのそれぞれ2、
0:33:40	溢水防護区画を設定しているので、
0:33:43	仮にそこで想定される水量が一つの区画AならAの充填ポンプの区画に全量落ちてても、
0:33:54	隣のBとかCの区画にはいかないの、
0:33:59	最大量が全部ポンプの重点項目に応じて入っても、残りは2台残りますよっていうそういう、そういう理解してるんですけどそれでよろしいですか。
0:34:11	はい。北海道の伊藤でございます。今長井さんがおっしゃってくれた理解で、私も同じでございます。
0:34:18	規制庁の中でそれでね、ここの回答の、
0:34:22	概要っていうところをちょっと、
0:34:25	今日書かれてるところ見るとね、
0:34:30	二つ目のポツ
0:34:33	10.4で言うと充填ポンプの没水評価では、保守的に全溢水量充填ポンプ室一室ポンプ室一室に、
0:34:43	伝播すること。
0:34:45	と想定した場合に、
0:34:47	3台のうち1台が没水するが、
0:34:50	多重性を有することにより2台、
0:34:53	同時に要求される機能を損なうことはないという評価結果となり、上述の設計方針を満足するって書かれてるんですけど、その
0:35:02	何ですかねイスイによる共通原因原因で、3台が同時にその機能を損なうことはないっていうのは、趣旨だと思って思って、
0:35:14	今のその安全機能を損なわないっていうのは、各水防防護区画を、
0:35:20	3台それぞれに対して設定してることによって、設計上は解されるんだということなんで、ちょっと書き方がね
0:35:30	多重性有することにより同2台同時に要求される機能を損なうことはないっていうのはちょっと、
0:35:37	書き方が
0:35:39	正確じゃないとかと思うんですけど。
0:35:44	ちょっとその辺何て言うのかな設計の話なんで、今言ったような趣旨のことできちんと
0:35:52	なんて書いていただきたいって言い、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:55	思うんですけど、よろしいですか。
0:35:59	はい北海道の伊藤でございます。
0:36:02	ちょっと私の理解が及ばない範囲もありますので、
0:36:05	衛藤。
0:36:06	今の回答概要のところ、
0:36:10	二つ目のポチのところ、
0:36:13	最後の一文で、上述の設計方針を満足するというふうに記載しております。
0:36:20	その設計方針とは何かというのが、
0:36:23	一つ目のポチに書いてる。
0:36:25	多重性または多様性を、
0:36:29	有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計と。
0:36:33	で、
0:36:34	充填ポンプの場合、3、3台3区画あって、
0:36:40	一室に電発ルートを想定した場合、
0:36:43	1台は駄目なんだけれども、
0:36:46	2台残ってて、多重性を有している状況が続くので、
0:36:54	2台同時に要求される機能を損なうことはないと思いません書いてあ ってる通りなのかもしれないんですけども、
0:37:01	そういう趣旨で書いておりましたけれども、今長井さんのご指摘という のは、
0:37:08	多重性を有することによりっていう、ここの書き方が少し
0:37:18	本来書くべき内容と違うんじゃないかということです。
0:38:00	宮本ですけど、これ私もちょっと気になって読んでて穴が言った通り、 これは、要は防護報告格をそれぞれ設置していることにより、一つの区 画に機能喪失したとしても、他の2区画が、
0:38:14	いや同時に機能喪失することはありませんよっていう意味であれば、こ れと、この辺の内容とちょっと差異があるような気がして実際は区画が 違うというのが大きなポイントであって防護区画が、
0:38:26	それが、補足にせつかく書いてあるにもかかわらず、
0:38:30	この回答にちゃんと書いてないっていう。
0:38:32	そういうことなんですけど、大丈夫すか。
0:38:40	はい。北海道の井藤でございます承知いたしました。報告の
0:38:45	内容我々書いてますので、その内容を正確に回答概要のところにも反映 するようにいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:57	規制庁のです。続いて5番なんですけれども、5番これで修正し、の内容で、BWRと合わせた記載にするということで理解しました。
0:39:08	ここの該当箇所、
0:39:12	なんですけれども、一応屋外からの破損ということで、
0:39:18	アクセスルートか何かでタンク、
0:39:22	についてはここに確か多分該当するのかなあと屋外タンクの破損、
0:39:27	あと
0:39:29	12号の方の津波、
0:39:32	なんかこう敷地に吹き出てくるヤツコそれもこの、
0:39:38	屋外からの流入防止に関する設計方針の中に入ると、まず理解してよろしいでしょうか。
0:39:46	はい。北海道の伊藤でございます。
0:39:48	屋外タンクに関してはまさに、
0:39:53	設置する建屋外からのということでございますけれども、
0:39:57	津波の話はですね、12号側もドライサイトの要求ございますので、敷地には津波上がってきませんので、そこは、はい。
0:40:36	北海道の伊藤でございますタービン建屋、
0:40:39	に関しては、循環水管のエキスパンションジョイントからの
0:40:45	津波のサージング流入というのは内部影響で考慮します。はい。
0:40:52	3号の話です。規制庁です。すいません私の感じですか何か。
0:40:57	あれ。
0:41:01	ああ、すみません勘違いだと思いますが、何かここ町側で、
0:41:05	何かこう、
0:41:10	津波の時に、
0:41:11	はい。
0:41:16	規制庁浅野ラプチャーディスクとかそれぞれ敷地に何か流入してくるのがあって、それはあれなんです、津波の方だけで取り扱って内部溢水の方の
0:41:29	事象とは、
0:41:30	重畳させたりとかそういったことは考えないっていうふうに理解してよろしいでしょうか。
0:41:35	北海道の伊藤でございますラプチャーの話ということで理解いたしましたの。
0:41:40	まさにここ、どちらかというと、内部溢水側で考えなければいけない事項なので、考慮するんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:47	今他のヒアリング等で、
0:41:50	そもそもその敷地に放棄排水を出すような評価は、
0:41:59	なかなか前例もなく難しいんじゃないかということで、
0:42:04	我々、
0:42:06	ラプチャーは設置されているんですけども、本来そのあるべき海への排水経路っていうのを、
0:42:13	放水炉になりますけれども、そこを、地震時でも、何とか維持できるような対応っていうのを今考えてます。はい。規制庁のそうすると基本的に屋外タンクの対応になりますと、
0:42:28	はい。ご認識の通りかと思えます。吉松承知いたしました。で、屋外タンクなんですけれども前に聞いたときは、タンク本体については、
0:42:40	耐震性を確保するんですけども、
0:42:43	配管。
0:42:44	まではちょっと耐震性を確保するかどうかはわからなくて、もしかしたらいい水源になるかもしれないと。
0:42:54	衛藤。
0:42:56	検討はまだ継続中ということですか。
0:43:02	はい。北海道の伊藤でございます。
0:43:04	もう我々の方針として、タンクは耐震化、
0:43:09	また耐震化によって、仮に非耐震の場合は、検討して、一気に防護対象設備が設置される建屋側に、津波のように教え押し寄せると。
0:43:23	そういう評価になりますのでそこは耐震化によって守りますと。
0:43:28	ただ、
0:43:29	へえ。
0:43:30	連絡配管からの開校であれば、あまり一気に敷地の水位が上がることはないので、あそこはちょっと耐震を取らずに、
0:43:41	ガイドにある全集完全全周破断を前提とした屋外の評価というのを実施すると、そういう方針でございます。規制庁では、評価内容を理解しました。
0:43:54	ちなみになんですけども、何でそのは連絡配管までは耐震性を確保すること難しいんですか。何か理由があるのかなと。
0:44:05	はい。北海道の井藤でございます。実態として技術的に、難しさというのは伴います
0:44:12	間接支持が取れるような場所にある配管ではございませんので、他タンクに関しては、岩盤の上にめどロックを乗せて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:24	かなり堅牢な地盤の上に乗せるとそういう対応で耐震化してますけれども、
0:44:30	その先の連絡配管というのはかなりダクトですとか、あまりその岩着してるようなところに設置されてませんので、あそこら、そちらの耐震壁はちょっと、
0:44:41	できませんでしたと。ただ、それ、そうであっても、通常の評価で十分、敷地の整備というのは低く抑えられておりますと、そういう
0:44:52	全体像でございます。規制庁の承知いたしました。
0:44:56	それによって、例えば、溢水防護区画を内包する建屋の株高さとか、ここへも超えないようにしますと、そういうことで理解しました。ありがとうございます。
0:45:10	原子炉規制庁宮尾です今のところ、一応確認で一応言っておくと、屋外タンクの場合はバウンダリ分だけはそれで確保されているっていうふうに、設計方針として確認してるって、そういうことでいいですよ。いやバウンダリっていうのは、
0:45:24	要は出口弁だけはS s機能維持でこの閉機能っていうのは維持されるので、要はタンクの中身の水が外に出ることはないですっていう整理をしているかどうかってちょっと教えてもらいます。
0:45:36	はい。北海道電力の伊藤でございます。
0:45:41	あくまでも耐震化をとっているのはタンク本体のみでございまして、出口弁というのは、耐震の対象になってございませんので、
0:45:51	連絡配管が全周破断して、外に全部流れてくるっていうその溢水量の中には屋外タンクの容量全量もを考慮して、敷地に出てくると、そういう評価をしてございます。
0:46:06	ちょっとですね、屋外タンクはS s機能維持したんだけど、中の水が漏れる前提にしてるってそういうことですか。
0:46:14	はい北海道の伊藤でございますおっしゃる通りで、ただその漏れてくるのを塵肺漏らすことで、
0:46:21	かなり敷地の水位、過渡的に上がることを抑制できるという、そういう
0:46:32	は氾濫解析上の話ですよ多分その、
0:46:36	これ先行詰めるん先行の屋外の溢水どこまで評価してたかってあるんですけど、多分氾濫解析でやってるので、多分、そうすると多分抑えられるっていうそういうことですから、時間と時間と、
0:46:49	それは、
0:46:50	排水が機能してる前提ってことですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:57	北海道の井藤でございます。まず
0:47:01	排水については、期待しておりませんこれは、センコーさんと一緒にございまして、氾濫解析上の話として、人は漏らすことで、
0:47:12	加藤的な整備が立たなくなって、
0:47:46	結構
0:47:48	そうですねその辺がちょっとね、わかりました今言われてることは、ちょっと確実に、
0:47:55	多分先行美浜とかだと、
0:47:58	確か排水炉だったっけな。
0:48:01	仮排水工なのか、確かに成績のいい時かなんかで、非常に水上もその排水を期待するって確か評価をしてたと思うんですよ。
0:48:10	で、
0:48:11	今、泊がやろうとしてるのはそれを期待しないので、例えば一つの大きな置きみたいな形になってしまって、要は出る水は全部出ますよってなると、私的にはその
0:48:22	ちょろちょろで大きく量が降水と一緒になんじゃないかなと。
0:48:27	思ったので今それ聞いたんですけど多分そこは影響なくてで、
0:48:32	その上で、さっきちょっと話あったと思うんですけど、
0:48:35	ラブチャーもそうだし、補機冷の話で、補機冷が敷地内に水を流すのか。
0:48:43	それとも排水量を維持できてそれから排水できるようにするのかって多分そこは結構大きなポイントになると思うんだけど、
0:48:51	溢水側としての評価っていうのは、あくまでもそれはどれぐらいの溢水量になるかだけであって、別に漏らしちゃいけないってことはあまりなくてですね。
0:49:00	例えば、排水に期待したいなら、そのさっき言ったように、
0:49:04	どれぐらいの量を、
0:49:06	水で溢水として、水量として、
0:49:11	計算するんですかって、その水位が上がれば、結局、原子炉補助建屋とか原子炉建屋の側面に来る水の位置が、例えば 10 センチだったのが 20 センチだったり 20 センチが 30 センチだったりそこまで止水処理すればいいでしょって要は、
0:49:25	守れるべき安全機能が守られればいいと。だから、循環水ポンプ建屋にある補機冷に対しても例えば 10 月に建屋の外側で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:33	要は、1メートルまで止水処理してるので、屋外排水溢水したとしても守られますよと。これが溢水の考え方なので、そこを踏まえて、今言われてる
0:49:44	よく津波側とか地震側と何かごちゃごちゃになってるやつがあって守り方とか守る対象は溢水と地震とかって考えて違うのでドライサイトしなきゃいけない津波とか、
0:49:56	杖地震とかで違うので、そこはよく整理して欲しいというのが私の考えで、今言われたようにこれ今まだ地下水の話が書いてないんだけど、これからその屋外溢水の、屋外の氾濫氾濫解析を含めたことをやられると思うんだけど、
0:50:11	で、
0:50:13	別、こういうところは、美浜みたいに排水に期待することが駄目だと言ってるわけではなくてそれを井関の維持すれば、多分期待しても特に問題ないんだけど、それができるかどうかは別だけど、
0:50:25	なので、よくそこは先行の実績をよく見てください。
0:50:30	そうしないと、なんかもう、何か無茶苦茶むちゃくちゃなんかすごい保守的にやらなきゃいけないとか、
0:50:36	さっき言われたように、要は、
0:50:38	先行実績やらな未来で例えば度
0:50:43	独自で考えてしまうとすごく保守的になったりするので、
0:50:47	何を守らなきゃいけないのかと。
0:50:50	いうのと、どう守りますかっていうところの整理をしておかないと、防護対象設備に対してどういうふうな影響があるかどうかっていうのも含めて確認していただければと思います。いいですかね。
0:51:03	はい。北海道の城でございます。
0:51:06	美浜の状況というのを改めて確認したいと思います。
0:51:15	で、
0:51:17	先行BWRの状況を見てみますと、屋外タンクの
0:51:23	溢水に関しては、排水に期待せずに、氾濫解析を行うというのが、通常なっているということで、我々もそこは同じように評価をしていきたいなど。
0:51:36	補機排水に関しては、球場として何が求められるのかというのを改めて考えて参りますけれども、ちょっとません。他の条文の話になってしまいますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:47	やはり本来あるべき排水経路は守るべきというところは我々も納得してございますので、それ、その対応を進めた上で、
0:51:58	どのように溢水評価に反映するというか、結果になるのかというのは改めてお示ししたいと思います。
0:52:08	Webいや宮本ですけど、溢水量の計算をどうするかだけですから、
0:52:14	溢水はね、
0:52:16	放水量を確保するとかそういう、そういう話ではなくて、溢水量をどう計算するか。
0:52:21	だから今言ってるように先行BWと同じように、排水を期待しないなら期待しないっていう前提になるのでそうすると、溢水上は、放水量は別に確保する必要なくなるわけですよ。
0:52:32	なので、そうすると次何をやるかっていうと、溢水量をどう計算するか。
0:52:36	保木保木の漏洩量をどれぐらいの時間でとめるか計算するかとか、
0:52:41	そういう話になりますんで、例えば、
0:52:44	3号だけじゃなくて1人はどうすんだとかそういう話とかも含めて、溢水量どう計算するんですかって話になるので、そこは混同しないように注意してください。お願いします。いいですか。
0:52:57	はい。北海道の伊藤でございます承知いたしました球場ではまず溢水量をどのように、我々定めるのかというところは主眼に置いて、対応を進めて参ります。
0:53:10	規制庁の尾野です。ちょっと中で相談するのにちょっと、
0:53:15	少々お待ちください。
1:01:30	はい、規制庁の方です。では続けたいと思います。
1:01:37	規制庁です
1:01:40	6番についてちょっと確認させていただきたいんですけども、
1:01:45	この6番のところで、
1:01:49	ちょっとこれ、
1:01:53	場所は、
1:02:02	少々お待ちください。
1:02:24	あ、規制庁の方でした。
1:02:26	そっか。
1:02:31	すいません、6番のコメントについては後の方で出てくる滞留面積の方で確認したいんで、すいません私からは以上です8番までは、
1:02:49	規制庁大塚です。6番についてちょっと念のための確認なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:55	まとめ資料の一番最後のページですね、9の別添1方の42-4ページで、
1:03:01	フロー図をつけていただいたんですけど、これって、
1:03:05	どっかの怪文書2、
1:03:07	もうすでに入ってるのかそれとも今回新たに作られたのか、どちらでしょうか。
1:03:18	北海道電力建物でございます。今回の載せたフローについては、今回まとめ資料に載せるために、改めて作ってありました資機材の常設物か仮置物の
1:03:29	管理予測というものがあましてそちらには結構細かく、
1:03:33	各課から、
1:03:34	出て、申請可とう性ってのが結構複雑に書いてあったのでそれを簡易化して、今回改めて作成しております。以上になります。規制庁大塚で承知しました。
1:03:44	今回新たに作られたということであれば、
1:03:49	フローの中の右側の火災影響評価、水影響評価から、
1:03:54	NGで最初に戻る場合なんですけど、
1:03:57	また戻るときに皆おしいが入って、何かしらの対応を行うと思うんですけどそこがちょっと見えなかったの、ちょっと内容の方を教えてください見直しが発生した場合は、1正確であれば別の五つの区画にも設置するしか、
1:04:12	ございませんので、もう設置の場所を、
1:04:14	を変えて、また申請して、
1:04:17	そういった形で流れていくことになりますので保管場所はもう溢水の価格を変更すると。
1:04:23	いうところになりますちょっとそこを見えるように、
1:04:26	北井。
1:04:29	設置する一斉区画を、
1:04:31	変更、別の区画に変更するということになります。
1:04:35	規制庁大塚で生じました。ちょっとそこ、ノ一部分が見えるようにちょっと修正の方検討してください。はい、承知いたしました。あと、すいません、細かいんですけど、このフローの右と左で補完申請と、
1:04:48	影響評価で何か、中身を見ると、うまく、
1:04:51	分けられてないのかなって感じます。
1:04:55	多賀。いかがでしょうか。何か補完申請と影響評価に関係ない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:00	フローも含まれているので何かうまくわからない左側が具体的には、保管の申請側がやる。
1:05:09	内容になってまして、右側が影響評価をする。
1:05:13	下が評価をして承認して、
1:05:17	という流れになっております。規制庁大塚です。その部署ってことですね。はい。その行為として他の申請と、
1:05:25	影響評価で考えると何か内容が、
1:05:29	まずしないような気がしたので、その担当の部署で分けてるっていうのがわかるように、先生を検討してください。承知いたしました。はい。以上です。
1:05:43	規制庁長江です。
1:05:45	8番のコメントについてなんですけど、
1:05:48	比較表の9---別添1---9。
1:05:56	別添1の9ページですね。
1:05:58	2、該当箇所が修正された形で、
1:06:03	あるんですけども、
1:06:07	要は
1:06:09	被水によってその影響で、原子炉に外乱が生じて加藤とか、事故が
1:06:18	発生する可能性もあるのでそういう時にはその安全法系とか停止系の
1:06:24	他の単一故障を仮定してその解析をきちんとやりなさいっていう話なんですけど。
1:06:32	前の、ここの
1:06:36	別添の1-9のそういう理由のところ今回黄色の中で消していただけてる要は、前書いてたことがどこと書いてあって、その
1:06:48	二つ目のポツのその一方泊ではいいか、その書いてて、
1:06:52	何とかを前提とした安全解析を行わないと、
1:06:57	最後の三行ですかねそのため溢水影響により一部の安全機能が喪失することを前提として安全解析を行わないと、水防止対策をちゃんとやる、やるんだから、解析を行わないということが書かれてたんで、その
1:07:13	それちょっと、
1:07:15	おかしいんじゃないのっていう話でコメントしたわけなんですけど、一応消していただいて、女川と同じ表現になってるんで、
1:07:24	いいとは思いますが、基本的に考え方としてね、その対策をやるんだから、その解析なんかやらなくていいんですよっていう話を、
1:07:36	その時は思われたんだと思うんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:41	少し理解されてると思うんですけど基本的には、やることは、水があるところ場所で起こったってことを想定して、
1:07:51	そこに何があるかどういう設備があるかと、例えばね、そのことが起こるっていうのは、
1:07:56	基本的に
1:07:59	プラントの何らかの弁が閉じたり、開いたりすん誤開放とか、誤閉止する、その要因としては多分その電気系の
1:08:11	故障が多いんじゃないかと思うすよね。電線があるとかですスイッチがあるとか、
1:08:15	何らかの水区画2、何らか電気、電気系のものがあるってショートしたりするっていうことで、それでプラント側の例えば、
1:08:26	加圧器逃がし弁の後は、誤開放するとかMSラインの隔離弁であったり
1:08:34	逃し弁とかが、誤開放して加藤が起こるっていうそういうことを想定してると思うんですね。だから、
1:08:42	その水の経路とその場所を見つつ特に、私は電気が中心だと思ってるんですけど、他の網羅的に全部、
1:08:53	皆さんやられると書いてるんで、そういった見方をきちんとしていただいて、
1:08:59	それ、その上で解析をやって従前の過渡の影響に包絡されるっていうストーリーだと思うんですけど、それが前提としてあって、
1:09:10	だから、溢水対策としてはこういうことをやるんだっていうのが設計だと思うんですよ。だから、単純にその何ていうか
1:09:19	ここで、前の1-9ページでね、こういう斜線引いて消されてるようなところっていうのは、もともとそうそういう設計の
1:09:29	内容についてそういうことを、基本的には考えた上で書かれてるとちょっと思われなかったんで、あえて言いましたけど、そういう、そういうことはある程度意識してちゃんと
1:09:42	女川のワーディングをきちんと拾って見ていただきたいということです。
1:09:49	よろしいですか。
1:09:52	北海道電力の安井です。
1:09:54	こちらにつきましてはセンコーの女川の方の資料ですね、ちょっと確認させていただいて、例えば水を起因として何かトランジェントが起こります。
1:10:06	とかっていったところの整理をですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:09	女川ですとSTEP1234 という形でやられています。それと同じ今整理をちょうどメーカーさんの協力もいただきながら進めているところでございます、
1:10:20	解析を既存の解析で、そこを包絡できますねということであればそういうご説明をさせていただきますし、
1:10:28	ちょっと頂上がありえますねとかっていうことであれば、新たにそういう解析をしたいというふうに考えて、今、進めておるところでございます。以上です。
1:10:37	規制庁永井です。安井さんが参加していただいて、随分補強されたような気がします。そういう観点でこうやっていただくと、
1:10:48	随分進行が早くなるんじゃないかと思います。
1:10:51	それとあと今ちょっと気づいたところなんですけど、その1の9ページのね上のところに
1:10:57	泊の方で消されてる同時に、
1:11:01	上の、上のBポツの女川の5行目ぐらい、同時に複数区分の安全機能が損なわれるってところ、泊家されてて、
1:11:11	その水色の理由でこう、いろいろさっきその区画の話だと思うんですけど、
1:11:17	ちょっとそこの話も関係するんで、これ今朝、消されてる。
1:11:21	ちょっとどうかなと思うので、ちょっと今日の前半の4番で行ったコメントもあわせて、ちょっと
1:11:29	内部でちょっとよくよくちょっとここも検討して、書き方とかその、
1:11:35	女川に合わせる方がいいのかちょっと
1:11:38	考えていただいて、
1:11:41	検討していただけますか。
1:11:48	はい。北海道の伊藤でございます。
1:11:50	同時に複数区分というところ、我々今、
1:11:54	消しております、理由書いておりましたけれども改めて社内では
1:12:01	記載、
1:12:02	要否について検討したいと思います。以上です。
1:12:06	どうぞよろしく申し上げます。私は以上です。
1:12:13	規制庁の尾野です。ウェブの方も含めて他何かありますか。
1:12:22	はい。では、続いて16番まで説明していただけますか。
1:12:33	はい。北海道電力の濱口ですNo.9から16まで説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:39	まずナンバー9に関しましては上記に対する防護方針として、ブローアウトパネルによる影響軽減について記載していた件になりますけれども、
1:12:49	回答概要といたしましては、泊では、主蒸気管室の減圧装置として、ブローアウトパネルを設置を設置しております、主蒸気管破断事故等には、速やかにドライアウトパネルが開放し、
1:13:02	市場期間内の圧力上昇を抑制する設計となっております。
1:13:07	そのため、市蒸気管破断事故等の主蒸気管室内の圧力は、主蒸気管室の設計耐圧まで上昇することはございません。
1:13:17	一方蒸気影響評価の方では、ブローアウトパネルの開放に期待した主蒸気管室の圧力上限を設定せずに保守的に、
1:13:27	主蒸気管室の設計耐圧まで上昇することを想定しております、設計耐圧で定まる室内温度を用いて評価を実施しております。
1:13:38	なおBWRは、ブローアウトパネルの閉止機能に影響緩和系の機能N-S数を有しておりますが、BWRのブローアウトパネルでは本気の有していませんので、
1:13:51	これらを踏まえまして、まとめ資料の本文からブローアウトの記載は削除させていただきます。
1:13:58	て等、
1:14:00	あまりにおける主蒸気管室内の防護対象設備の情景等につきましては、補足説明資料でご説明することを考えております、次回以降、
1:14:10	資料提出して説明させていただこうと考えております。
1:14:15	No.10は先ほどのナンバー1と同じですので飛ばしまして、No.11、
1:14:22	こちらも等という記載を具体化するというコメントでしたので、具体的な内容を記載するように修正しております。
1:14:33	続きまして、No.12、
1:14:36	溢水の区画面積の、
1:14:39	区画面積に関する、このと、
1:14:43	でした。
1:14:43	回答概要としましては、まず、
1:14:47	甘利では滞留面積は、面積を算出するエリアの全面積から、コンクリート基礎や機器等の欠損となる面積を差し引くことで算出させていただきます。
1:15:00	で、江藤評価に用いる面積は、各面積やあと区画内にある基礎等のコンクリートのコンクリート構造物による欠損は、設計図面類から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:11	塀、
1:15:12	読み取っておいて、常設機器等の欠損
1:15:15	については現場で実測することで、
1:15:19	全エリアの確認席から欠損席を差し引き、滞留面積としております。
1:15:26	また全区画の欠損面積を一律に 25%割り増しすることで保守というのを確保してございます。
1:15:34	テープこのような内容を踏まえて、まとめ資料と差異理由の記載を適正化しております。
1:15:41	滞留面積算出の詳細につきましては、添付資料 8 に記載しております。
1:15:47	これらの滞留面積の算出方法につきましては、センコーの大井と同様であるということも確認してございます。
1:15:57	続いて
1:15:59	13 になりますが、
1:16:01	こちらは想定破損の溢水量の想定のところ、
1:16:10	高エネルギーは高エネルギー配管の応力評価をして、破損想定を
1:16:15	クラック想定にしているという点につきまして、差異理由があんまり明確ではなかったので、差異理由を、
1:16:24	の記載を適正化してございます。
1:16:27	具体的な応力評価の考え方については次回以降、添付資料を提出してご説明したいと考えております。
1:16:36	何番 14 は図の解像度というところで、一応向上させてございます。
1:16:48	続いてのナンバー 15 ですが、こちらは機能喪失高さの考え方についてコメントをいただいております。
1:16:57	こちらは前回ご説明した資料では、実際に没水する没水する等機能喪失でしてしまう箇所を機能喪失高さとしていましたが、
1:17:09	溢水評価ガイドの要求を踏まえまして、機能喪失高さは、保守的に機能喪失すると仮定した方である、基本設定箇所、
1:17:19	こちらを標準とし、基本設定箇所で没水を推してしまう機器については、個別測定箇所を適用する方針といたしまして、
1:17:29	まとめ資料の記載も適正化しております。
1:17:33	基本設定箇所等個別
1:17:36	測定箇所の具体的な
1:17:39	説明についても記載してございまして、
1:17:45	そうですね資料の方にも反映してございます。
1:17:48	このような考え方につきましては先行プラントである柏崎、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:53	さんとあと島根汰さんで実績があるというところで、こちらの資料の確認してまとめ資料、適正化してございます。
1:18:02	また女川2号炉におきまして、溢水に対しては、防護対象設備の機能喪失高さの裕度が小さい場合には、実際の機能喪失高さを
1:18:13	実測ということで、実際には十分に裕度な裕度が確保されているということを確認しているということで、同様のやり方であるかなというふうに考えてございます。
1:18:25	続いてナンバー16になりますが、こちらは、
1:18:29	防護対象設備から評価対象を選定するためのフローの項目順が、女川と、
1:18:37	項目順が違ったというところで、女川に合わせて修正してございます。
1:18:42	以上になります。
1:18:46	規制庁のです。それでは質疑に入りたいと思います。とりあえず私ナンバー12を聞きたいんですけどその前までに何か確認したいことありますは、91を確認したいところありますか。
1:19:05	規制庁長江です
1:19:07	9、No.9なんですけどね、No.9のブローアウトパネルのところ、その回答概要のところの実
1:19:15	1、2、3、
1:19:17	四つ目のポツで、
1:19:19	そうなおBWRはって書いてるところなんですけど。
1:19:22	BWRではブローアウトパネルの閉止装置に影響緩和系の機能を各MS2を有しているが、
1:19:30	PWRのブローアウトパネルでは本機能は有していないって書いてんですけど、
1:19:34	BWRでその
1:19:37	ブローアウトパネルの閉止装置にその営業緩和系MSに行って、ありましたっけ、どっか書かれてます。永野表とか何とかね。
1:19:52	北海道電力の伊藤でございます。
1:19:55	女川の
1:19:58	表の中でも、安全機能を網羅的に示している表の3-3 ございますけれどもその中に、
1:20:04	MS2のここに記載する機能として、
1:20:08	ブローアウトパネルの記載がでございます。何ページかわかる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:41	もう基本的にブローアウトパネルはその開放だけなんで、決して全然何も機能ないはずなんで、
1:20:48	閉止装置にはその月の内ん。
1:20:52	と思いますけど、
1:20:53	ちょっと今こうでなくていいんで後でまた確認して、訂正あったら訂正してください。
1:21:00	伊藤さんね、規制庁宮です。多分こういうのが結構迂闊というか、確認不足なんですよ。
1:21:09	BWRでブローアウトパネルって言うのは原子炉建屋についているブローた土塊開放機能、これについて滅失、要は原子炉建屋と同等の機能持たしてますよと、閉止措置っていうのは、
1:21:20	S A対策でつけたもので、S A時の政治の原子炉制御室の居住性用制御運転員の居住性確保のために、要は被ばく低減のために、あそこを閉める機能っていうのを、
1:21:34	S Aでつけてるんですよ。なので、ここで記載しているのは明らかにその認識が違って、ブローアウトパネルはMS I Iだけど、閉止装置ってのはそうじゃない、S A設備としてやってると。
1:21:45	ここをよく確認してここに書いていただかないと、今みたいな話になるという、そういうことです。
1:21:51	はい。北海道の伊藤でございます。
1:21:54	大変失礼いたしました。
1:21:56	今宮本さんのお話で、閉止装置の扱いというの我々認識できてなかったことわかりましたので、
1:22:05	改めて確認の上で、こちらの記載。
1:22:08	適正化したいと思います以上です。
1:22:17	規制庁の根井っす。それではちょっと12番について確認させていただきたくて、一応大井と一緒に書いていただいているんですけども、ちょっと大井の補足説明資料見てもどこまでが一緒なのかよくわからないんですけども、
1:22:33	これはあれなんですかね。
1:22:39	実際の
1:22:41	面積、欠損面積っていうのを、の求め方に実測を使っているっていうことが多いと一緒にことですか。それ以外も何かあるんですか。
1:22:52	今25%割り増ししたりっていうのがあってすべて設計方針に変えたやり方が、全部すべからく大井と一緒にことですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:04	大道電力の濱口です。欠損面積を実測しているという点は大井と同じです。
1:23:10	D棟欠損面積に対して、裕度を考慮して、評価しているという点も同じなんですけれども、実際に使っている25%っていうのは、泊が、
1:23:22	ちょっと多めにというんですかね。
1:23:25	10センチ×10センチの、何ですかねサポートとか配管とかは欠損面積の調査対象から除外していることもありまして、そういったものをカバーするために、
1:23:36	25%ってちょっと多めに、安全側に修正を考慮してやっているというところになります。
1:23:47	規制庁の小野です。
1:23:50	大井の方は
1:23:52	係数の25%っていう割り増しはつけてなくて、今おっしゃってた
1:23:58	ある種その小さいものについてはもうそのまま無視しちゃってるっていうことなんです。泊はそれを考慮できるように25%を割り増ししているっていうことです。
1:24:11	そうです。当然北海道電力の濱口です。大井の方でその無視しているっていうかそのカウントしてるかどうかっていうところまではちょっと把握できてないんですけれども。
1:24:21	まともりは、先ほど申した考え方で、
1:24:26	評価しております。
1:24:28	規制庁のS、ちょっと今の説明わかりました。ちょっとよくわからなかったのがこの添付8の資料で、
1:24:37	読んでいったりすると、ちょっと点、比較表ですと、
1:24:43	別添1ー添付8ー5。
1:24:46	とか別紙1のところになる、なるんですけれども、この
1:24:51	後ろの方にいくところ、うん。なんてばいいんですかね高さ方向を考慮した欠損面積をしているように見えてですね例えば、
1:25:02	添8ー6、これ
1:25:06	床からの高さとか上端高さとか、いろいろ書いてあるんですけどもこれは
1:25:12	高さ方向で、その面積とかっていう滞留面積とかっていうのが関わるような評価をしているってことなんです。
1:25:21	古藤北海道電力の濱口です。こちらの投影面積で、その欠損面積を測定しております、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:30	溢水水位が、
1:25:32	すいません、2メートル。
1:25:35	ですね。
1:25:37	8-5 ページの2 ポツの測定要領のところに書いているんですけども、 欠損面積の対象となる床面積からの高さの範囲、
1:25:47	想定される溢水の、
1:25:51	1.5 倍。
1:25:52	この高さまでにある機器に対して、投影面積を考慮して、欠損としてカ ウントしてございます。
1:26:00	なのでその高さの記載というのをさせていただいております。
1:26:24	規制庁の小野です。わかりましたそうすると。
1:26:33	ここの、
1:26:35	床面積欠損のこの、今このご説明いただいた方法についてもこれ先行と 一緒なんですか、何か比較とかが何もなくて、泊独自のやり方なのかな と思ったんですけども。
1:26:48	どこんもしあれだったらどこからどこまで若生潜航と一緒にどっかまで こまでは泊と泊の独自です、それについてはどう保守性を考えていて 先行と同程度
1:27:00	保守性を考慮したその滞留面積の求め方になってるのかっていうのが少 しわかるといいかなとは思っているほうがわかりやすいかなと思ったん でちょっとその辺教え、ちょっと説明していただけないでしょうか。
1:27:18	北海道の衛藤でございます。
1:27:21	先ほど濱口の方からもお話ししましたが、
1:27:24	現場調査をやっているところがまず共通としてありますと。
1:27:30	で、
1:27:31	ただちょっとこの左側の藤大井の、
1:27:38	記載内容と、どこが我々違うのかっていうところ、あまり
1:27:43	今の資料の中では見えづらいということで、
1:27:47	可能な限り、どこが特色なのかというのは、
1:27:51	そういう理由比較表でいうとそういうところに反映して参りたいという ふうに思いますけれども、
1:27:58	現場調査の方法まで、足さ他社さんに精緻に確認した実績っていうのは 申し訳なかったないんですけどないないというのが実態ですけれども。
1:28:09	このような投影面積で、例えば1メートル。
1:28:15	だったら、1メートル以下にある範囲で一番面積を食ってるところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:21	欠損面積として考慮すると、そういう方法っていうのは、我々、
1:28:27	独自かなというふうに、尾野さんおっしゃってる通りを思いますので、
1:28:31	はい。
1:28:32	そこは。はい。そ、我々がやっている範囲が、我々オリジナルの範囲がどこなのかというのは、わかるようにお示ししたいと思います。規制庁の尾野です。承知いたしましたちょっと今後、
1:28:45	そういったところは説明していただきたいと思っております
1:28:51	先行ですと、
1:28:55	あれですか、高さ方向である種、水位とかに関係なく、一番面積食ってるところを欠損面積として使ってるってことなんですか。
1:29:06	いや、今のあれですねほと北電の、
1:29:10	評価方法ですと、実態に即して増井との関係なのかちょっと、少しそこにある種保守性を見込んでいるのかもしれないんですけども、
1:29:18	その水が来るところの1.5倍、ちょっと1メートルで何か途中区切ってなぜこの1メートルで区切ってるのかとかもよくわからないんですけども、まず、
1:29:28	そその範囲の中で最大のものの面積を考慮しますと、
1:29:33	線香あるんですか。全部その一番厳しい面積を欠損面積とかとして、次第とかってのはわかったりしますか。
1:29:44	はい。北海道の伊東でございます。
1:29:46	センコーも、それぞれ推測の範囲文も含まれますけれども、
1:29:51	ある一定の範囲で欠損を評価しないとですね、上まで
1:29:56	全部見ちゃうと、楽ですとか、いろんな結構大きいな欠損になりうる機器というのが出てきますので、かなり多数の区画で、
1:30:06	評価が成立しなくなるということで、実際に水が到達しない範囲の欠損というところまでは、現場調査をされていないというのが実態ではないかなというふうに思います。
1:30:22	規制庁のです。少し
1:30:25	先行との比較ちょっと、許可段階でどこまでわかるのか、資料出てるのかもしかしたら工認調べないとかいうのが出てこないのかとかその辺ちょっと私も把握してないんですけども、
1:30:37	センコーとの違いがどこがあってとか北電オリジナルで評価してるのが、どういったものがあるって、ではそこに対してどう保守性を見込んでますとか、そういったのが少し整理していただけたらと思います何か今の。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:51	このやり方が何かちょっと、まあ、その先行と同程度の方、保守性が担保されているのかといったところがちょっとわからないので、少しその説明については拡充していただけたらと思います。
1:31:09	原子炉規制庁宮尾です。ちょっと今恩田が言った話の補足なんですけど、
1:31:16	基本的には先行審査実績のあるものを用いて、同様な評価をしているのであれば、妥当性を我々が確認するときに、
1:31:27	問題なんないだろうというふうな話、まずなるっていうのが前提です。で、その上で今言ったように、明らかに先行と違うような、
1:31:38	評価方法を、一部でも導入してるならそこは説明していただかなければならない。
1:31:44	それが保守的なのか、現実的な非保守じゃなくて現実的な評価としてそれをやっていってその妥当性が確認できれば、我々としてもそれが否定するものではないと。
1:31:55	で、その辺が今の資料だと、今言ったように大飯と同様って言いながら、一部でそうじゃないところもあるんであれば、そこはしっかり説明していただかないと、
1:32:05	要は要は妥当性を我々確認する時にいやどこまでが例えばその先行審査実績を踏まえて、
1:32:12	評価されているもので、
1:32:14	一部は、まとめりオリジナルなんだけど、それはあくまでも現実の現場を確認した上でそれはもう、
1:32:23	当たり前と言われたけど妥当性としてはもう明らかでしょうというふうな説明がつくのでここは先行と書いてますと、そういうものを識別してこの補足資料というのを作っていただかないと、
1:32:35	要はどこまでが、例えばその先行実績があつてどこまでが、どこの部分だけが、我々として集中的に見なきゃいけないのかと。
1:32:42	いうところが今わからなくて全部見なきゃいけない現実になっていると。
1:32:46	いうところがちょっと審査の効率的なところも踏まえると、少し改善した資料を作っていただきたいと。
1:32:53	そういう意図ですのでよろしくお願いします。
1:32:59	はい。北海道の伊藤でございます。承知いたしました
1:33:02	識別、適切に行って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:05	どこまでの範囲を確認していただければいいのかというのをわかりやすく整理したいと思います。
1:33:11	宮本さんのお話の中でございましたけれども、我々、
1:33:14	これ現場調査の方策方法が、他社さんとうち異なる部分あるかもしれませんが、
1:33:21	現実的かつ十分な補正を有する測定の方法だということは、我々として考えてますので、そこも含めて、
1:33:31	説明したいと思います。以上です。
1:33:42	規制庁の尾野です。それでは次に行きまして、次ちょっと15番で、これ確認。
1:33:49	だけなんですけれども、
1:33:52	増し島根にあるっていうことは、調べて柏崎同じやつことをやっているっていうことで理解しました。
1:34:01	あれですよと、一応
1:34:05	方針自体は島根の方です。
1:34:09	やっぱりさっき29、9-23ページでしたっけ。
1:34:14	新たに追加していただいてんですけどこれは島根の設計、あれ。
1:34:35	少々お待ちください。
1:35:09	あ、失礼しました。そうです。この9-23のこの実力云々ってのは、
1:35:14	と同じようにやっている女川とか経験はないんですけど、島根の方で、記載してあったのでそれを島根にならって記載しました。
1:35:24	ということと理解しました。それで大丈夫ですよ。
1:35:30	はい。北海道電力の濱口です。こちらの9-23ページの記載は、嶋出野。
1:35:36	まとめ資料の本文を参照して同様の記載としております。
1:35:40	はい、規制庁です。それで
1:35:46	別添の、
1:35:52	どこだ。
1:35:58	実際に高さを添付資料5か。
1:36:03	添付資料こっかな。
1:36:05	確認とかされて、衛藤。
1:36:09	設定した別添5の、
1:36:12	2ページ以降の高さっていうのはこれはあれなんですけど実際、ちょっと全部確認しきれてないんですけど、先行の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:21	女川島根柏崎でやってるところと、同じ機能喪失高さを設定してるというふうに理解してよろしいでしょうか。
1:36:30	基本設定箇所は基本設定箇所、
1:36:34	はい。
1:36:35	先行と同様の高さを設定してございます。
1:36:41	これ測定箇所に関しましても、大井ですとか島根の方は確認しております、と同じような箇所を設定してございます。規制庁の方で承知いたしました。はい、ありがとうございます。私からは以上です。
1:37:00	規制庁大塚です。15番のところで私からもちょっと確認なんですけど、
1:37:05	比較表の9-23ページで、
1:37:08	今回
1:37:10	先ほどお話のあった、黄色で追加したところなんですけど、
1:37:15	ちょっと内容の確認で、
1:37:17	黄色部分の一行目の、
1:37:20	実力高さっていう記載と、
1:37:23	あと、3行目の、
1:37:25	最後からの、
1:37:27	機能喪失高さの、
1:37:29	実力値っていう表現があるんですけど、これは、
1:37:33	女G者を指してるんですかそれとも別のものを指してるんでしょうか。
1:37:40	北海道電力の濱口です同じものを指しております。
1:37:44	これ特定した。
1:37:46	している実力高さのことを記載しております。
1:37:51	承知しました。で、
1:37:55	この23ページの評価高さと、
1:37:59	さっきの別添の基本設定箇所が同じ表現。
1:38:06	23ページの実力高さ、
1:38:10	または個別測定。
1:38:11	でした高さっていうのが、
1:38:14	別添の個別測定箇所に該当すると考えてよろしいでしょうか。
1:38:19	はい。北海道電力の濱口です今、おっしゃっていただいた通りになります。評価高さは基本設定高さになります。
1:38:30	規制庁大塚です。
1:38:32	承知しました。
1:38:34	比較表の23ページの記載は島根と全く同じ表記なんですよね今。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:41	ちょっとその紐づけがわかりづらいなと思ったんですけど。
1:38:46	なんか 23 ページの方、いじっちゃうと先行と変わっちゃうので、
1:38:51	添付の方で、
1:38:55	23 ページの記載表現を、添付の方にも書いてもらって、ちょっとひもづけがわかるようにしていただいた方がいいかなと思うんですけども。
1:39:04	いかがでしょうか。
1:39:05	はい。北海道電力の濱口です承知いたしました。紐づけがわかるように、添付側を修正させていただきます。
1:39:13	規制庁大塚です。あと、
1:39:15	ちょっと比較表じゃなくてまとめ資料の方で見ていただいた方がいいかなと思うんですけど。
1:39:20	別添 5 の、
1:39:23	ところで別添 5 の 4 ページをお願いします。
1:39:30	で、計器における機能喪失高さの例ということで、
1:39:35	機能喪失高さが点線で書かれてて、
1:39:39	括弧書きで、基本設定箇所と個別測定箇所、
1:39:44	って書いてあってこの二つが同じ高さですよっていう。
1:39:47	例なんですけど、実際には景気の中にも、基本設定箇所と、
1:39:53	個別測定箇所で高さが違うものを、
1:39:56	があるのかなと思ったんですけど。
1:39:59	その辺はいかがなんでしょうか。
1:40:06	北海道電力の濱口です。
1:40:10	機能喪失高さの考え方のところの表の 1 というのがございまして、計器はその計器下端レベルを基本設定箇所にするというふうにしているんですけども、
1:40:23	そうですねそれで、個別測定する箇所についても
1:40:28	計数機の方にある電線電送機の方ですとか、電線管の接続部にしていることからそのまま同じ高さになるかなというふうに記載していたんですけども、
1:40:46	はい。北海道電力の鎌田でございます今ご指摘いただきました計器における機能喪失高さについては、基本設定高さについてはですね、幾つかの例で計器、
1:40:58	箱のパターンを示しているケースがございます。そこが基本設定、設定高さとした場合において、個別測定箇所である電線管接続部ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:08	と比較した結果その値相違が発生している場合がございます。以上です。
1:41:17	規制庁大塚でしようしました。景気によっては、0とは異なっていて、
1:41:22	基本設定箇所と個別測定箇所の高さが違う場合があるということで、
1:41:29	何か例だけ見ると同じになるのかなって勘違いしちゃうんでそこをちょっと、そうではないってことがわかるように、
1:41:35	適正化の検討をお願いします。
1:41:38	はい。北海道電力の濱口です。こちらの図の5の記載のほうへ見直したいと思います。
1:41:49	規制庁のです。ちょっと今の件と関連して9-24ページなんですけど、
1:41:55	これ、
1:41:57	記載だけなんですけれども、この(2)のハに入る前に、機能喪失高さの考え方っていうのが、先行プラントだと、表でこう、
1:42:07	出ていて何かを、島根とか女川も、実際には何か表があったのかなと思うんですが、これ今の比較資料だから、省略してるだけなんですか。
1:42:20	それがついてもう一度お願いしてもらって、9-24の安全解析を行うことって、あとだったかに何かこう、確か機能喪失高さか何かの表が
1:42:32	載っていたような気がしていて、
1:42:35	それ比較表だから今載ってないってだけそれと違うページ載せてるとか、あともしくは、
1:42:41	泊は違う場所を書くとか、
1:42:45	あと北海道電力の濱口です。あと泊のまとめ資料ではあと9-49ページの資料の後ろに、まとめてというか
1:42:55	表を掲載してございまして、比較のために、女川の、
1:43:00	方も横並びで、
1:43:03	記載している。
1:43:06	ということになります。規制庁のです一応確認だけなんですけれども、
1:43:12	表とかは後ろに並べて、実際、これ、テンパチかな。に記載するときは、
1:43:21	通常の他のプラントと一緒にのところに表を並べていくってことではないんですよね。
1:43:28	北海道電力の濱口でその通りでございます。規制庁のSでこれちょっと確認だけなんですけれども、それと
1:43:36	あの条文も一緒に書き方になってるけど何か表とかを全部後ろにつけたりとかって何かルールあるんではたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:00	北海道電力からですけど記載の横並びの方をちょっと確認させていただきますので同じようになるようにしたいと思います。規制庁西承知いたしましたお願いしますし、ちょっとこちらで確認しますので少々お待ちください。
1:45:48	はい。都築。
1:45:51	キーに進みたいと思います。
1:45:59	これ16の、
1:46:08	ええと16までで何か確認したいことありますか。
1:46:20	規制庁の尾野です。それでは、2時間。
1:46:26	経ちましたので、
1:46:30	10分後に、
1:46:33	再開したいと思います。で一旦休憩します。
1:46:50	はい。規制庁の尾野ですそれでは再開したいと思います。それでは17番から、
1:46:59	説明をお願いします。
1:47:02	はい北海道電力の濱口です。
1:47:05	17から20までは記載の適正化に関するコメントをいただいておりますので、
1:47:12	等価火災時間であれば10日時間であとは浸水防止堰に統一したですとか、あとですね図面の方に書いてあった、
1:47:22	ディーゼル発電機建屋が水源。
1:47:25	であることがわかるように記載しましたとか、そういったことを記載してございます。ナンバー、
1:47:31	20につきましても誤記の訂正で、泊発電所3号炉というふうに記載を修正してございます。
1:47:40	ナンバー21に関しましては、添付資料4の防護対象設備一覧におきまして、女川のような設備の安全機能、
1:47:50	の記載というのをしておりますませんでしたので、安全機能の分類を表に追加しました。
1:47:57	続いてナンバー22からナンバー、
1:48:01	24も誤記の修正になります。
1:48:09	続きましてナンバー25になります。
1:48:13	こちらは防護対象、防護対象等の選定の前提となる安全重要度の整理について女川の整理内容、つまりにおいても、水平展開することというようなご指摘をいただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:28	こちらに関しましては、回答概要の最初の2ポツのところ、ご指摘いただいた、女川と同様の整理をして別添1の、
1:48:38	別添1の表の、
1:48:40	3-3ですとかに整理しているという旨をご説明させていただいております。
1:48:46	その上で、三つ目の、
1:48:50	ポツになりますけれども、別添1の表の3-3の右欄において、
1:48:56	機能喪失した場合においても、プラント停止は可能であるとしている、可能であるとして防護対象から除外している機器というものがありますので、
1:49:07	これらの機器等については防護対象に選定しない根拠というものを付則説明資料にまとめまして、次回以降のヒアリングでご説明したいと考えております。
1:49:18	また、防護対象の抽出対象として、
1:49:22	重要度分類指針と12条の解釈だけではなく、安全設計指針の中で期待されている、信頼性の高いMSの設備についても、中小対象と
1:49:34	して、タービントリップ機能に属する機器を防護対象として今回追加してございます。
1:49:41	具体的には泊発電所の安全評価では、
1:49:46	運転時の異常な過渡変化、
1:49:48	鉄人の過剰給水事象において、タービントリップ機能による原子炉トリップ機能に期待していることから、
1:49:56	タービントリップ機能に属しますタービン本装置と、主要系止め弁の閉機能を、原子炉停止系に対する作動信号の発生機能に含めて、防護対象に追加してございます。
1:50:10	このタービントリップ機能を有する機器の詳細評価につきましては、補足説明資料作成しまして次回以降のヒアリングで説明させていただきます。
1:50:23	続きましてナンバー26、
1:50:26	ナンバー9と同様、
1:50:29	でして、
1:50:32	ナンバー27に関しましても、
1:50:36	それでNo.8でご説明した通りとなります。
1:50:40	以上となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:49	規制庁宮本です。タービントリップ装置については考えた人は抽出した上で、先行と同様に、外すって言い方ええけど、影響ないという整理を付けるっていうそういう方針でいいですかね。
1:51:09	北海道電力の濱口ですそのように考えてございます。
1:51:12	で、ちょっとその上でなんだけどより多分正確に書いてもらった方がいいかなと思っていてちょっと私、
1:51:47	ああそうかことあと、もう1個なんか※がついてて
1:51:54	今度、
1:51:56	これこれこれ
1:51:58	別添1の17かな、別添1-17。
1:52:09	で、ここでちょっと少し、多分ね。
1:52:12	正確に書いたほうがいいかなと思っていて、
1:52:20	これ、これ見ちゃうか事実なんだけど、
1:52:23	多分、本来は事業者として書きたいのは、
1:52:27	MSIMSと相まって事象を緩和する構築物系統及び機器でっていう整理だよな。
1:52:35	そこがちょっと書ききれてないかなと。
1:52:39	ここだと、その部分が少し書かれてないので、そこはちゃんと書いた方がいいかなと思っていて、
1:52:47	いいですかね。
1:52:49	北海道電力の濱口です。はい今のご指摘の趣旨を踏まえて修正したいと思います。
1:52:56	それとあとちょっと、これは我々の確認なんですけど、タービン本装置と主蒸気止め弁っていうのは、
1:53:03	結局解析で期待してるのは、信号。
1:53:08	だけ、それとももうここに書いてある閉機能まで含めて期待してるんですけど。
1:53:13	北海道電力の安井でございます。タービンをトリップさせる機能ということなので、信号と併記の、
1:53:22	ですね。はい。はい。
1:53:25	で、いずれもMSさんということでございます。あとちょっと12月の六条の冷やとかでもですね、ちょっとこの辺、
1:53:34	安全の関係ではないものがちょっと説明させていただいたと思うんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:40	タービントリップにその解析上期待するっていうところとですね、解析上考慮しているっていうところが、ちゃんと
1:53:50	明確に区分けしてちょっとご説明をできなかったということがございまして、ちょっとその辺は、
1:53:56	今となってその解析で
1:53:59	防護対象を除外するっていう、
1:54:02	方向は取らないということになりましたので、
1:54:05	前回のその6畳の部屋ですかね、その時にその解析の話を持ってくるのであれば、解析の説明をきちんとしなさいという、そういったコメントをいただいたかと思うんですけども。
1:54:18	その辺りの回答とかですねどうしたらいいかっていうののちょっとご相談したかったんですよ。
1:54:23	す別にそこは絶対方針を示してもらえればそれでよくて、別に解説せ説明しようとしたんだからずっと最後までやれって言ってるわけではなくて、
1:54:35	我々言ってるように先行の整理というのは解析ではなくて、資料上明確に記載されてるわけではないんですけど当然、
1:54:48	六条だと、代替措置って表現してんのかなMSさんについて安全上しなきゃない期間に、
1:54:55	復旧するかな、FSRについて除外していて、一斉については、代替措置と同じく、
1:55:05	違う。
1:55:09	代替手段等により安全機能が損なわれないうっていう多分MSさんについてはそういうそういう整理をしてるんだと思うんですよもともとで、そこっていうのは代替手段等により安全機能が損なわれないと。
1:55:21	いうふうにし、例えば溢水だとしてる場合には、その内容だけしっかり説明できればそれでいいかなと思っていて、なのでタービン鳥栖プローチは外しますよと。私っていうか防護する必要はないですよと。
1:55:36	多分私の認識だと多分タービントリップ症自体は多分フロントスタンダードって度な一番頭にあるやつで、
1:55:42	市場着止め弁だからすぐわけかな、高圧のときにあるやつだと思うんだけど、明らかに例えば火災とか溢水だと影響受けないうなところ要はその機器の内部側にある。
1:55:54	ちょっと低機能はどうかっていう難しいところあるんだけど、
1:55:58	多分トリップ装置自体は、要はケーシングの中の奥にあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:04	それは溢水とか火災の影響受けないよねと明らかに言って、多分そういうのも説明の中に入れていくことで、ただその先行当然その
1:56:14	除外してるわけだから、それは明らかに除外できるだろうということで多分除外してるんだと思うんだけど、そこは説明をしっかりと作っていただければそれでいいかなと。
1:56:24	思っています。いいですかね。今の回答で、
1:56:27	すいませんちょっと私話し方が悪かったです。解析の取り扱いのところがちゃんと正確に説明を一度した方がよろしいでしょうかという意図でちょっとお尋ねしたんですよね。具体的に申し上げますと、
1:56:40	泊3号でも事故のところにMSさんの
1:56:45	ものに、解析上クレジットをとっていると、いうように、ちょっと
1:56:51	誤解といいますかそういったところを与えてしまった印象がちょっとありましたのでごさいましたので、そこをですねちょっときちんと一度ご説明させていただいた。
1:57:01	そういう機会をもし与えていただけるといふか必要でということであればちょっとそこはご説明させていただきます。それは別に入りしていただければそれでいいかなとは別に以前年末でね終わりそういう話をしてとしても、当然こちらから9に対して、
1:57:21	事業所内で調整した結果としてのアウトプットを示されるというのは別に妨げるものではないので、当然そこで解析っていうのはこういうふうに整理してますよというのは我々としても
1:57:31	一応確認しとく必要がありますので、ここで言ってる添付今後つけられる中で説明するのか、それとも
1:57:39	もう多分その中で説明されるべきかなってその方が整理はしやすいだろうなと思うので、
1:57:44	六条でも溢水でも多分その、同じようにその解析の考え方っていうのを後ろで添付つけてもらった方が、よりわかりやすいと思うので、その中で別に条文ごと全部っていうよりは、
1:57:58	どっちかの条文で、概要の考え方だけ説明していただいた上で、基準適用にあたってどう整理するかっていうのを、また別に説明していただければってそういう認識です。わかりました。
1:58:18	規制庁長井です今安井さんからお話のあった
1:58:22	改正の話は最初皆さんがその安全解析上クレジットとらなくても問題ないからっていう、それもカトウト事故で、大丈夫ですよっていうことでご説明されたんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:35	私もそれを達きちんと説明してくださいってということで返したんで、方針が変えられたってということで、
1:58:44	従前のPWRと同じ、多分トップに取り作りされるってということだったんで、その重要度は下がってるんで、ただ一応コメントとしては出してるんで、それは別資料として、
1:58:56	そこで解析上はこういうふうを考えてたんですということを説明して淡々と説明していただければ、それで十分です。
1:59:04	北海道電力安井です。拝承いたしました。
1:59:09	ちょっと今の宮本のお話のちょっと補足くうなんですけど、
1:59:17	とまとめ資料の方が大きく、表が大きいので、いいかと思うんでまとめ資料の方の、
1:59:22	9条の別添1の
1:59:27	最初こっちの方がいいかなと思うんで24ページですかね九条－別添1－20、
1:59:33	4ページ。
1:59:37	ここで表の3－3。
1:59:40	整理していただいて、
1:59:43	左の方2、他の条項、
1:59:47	60とか、九条とか、いろいろ12条とか出てくる共通のものとして、私来ましたのは、その左の3分の1の方ですね、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針の、
2:00:03	MS1とか、MSとかPSとか、123とかってというのが機能ごとにこう展開されてるんでそれは共通に使っていいんじゃないかということとそれと、
2:00:14	安全停止にはどれが該当するんだとかってというのは、きちんとわかるようになるよねってさらに、設備系統設備がわかってさらに、当該条項ごとに、
2:00:24	切り捨てるのか残すのかっていうのも、整理できるんじゃないかっていう意味で言いましたんで、一応趣旨は伝わってると思うんですけど。
2:00:33	ここの24ページのところでね、喜納期になったっていうかさっきの
2:00:40	11ページの表のつくりとも同じなんですけれども、ここのMSさんの
2:00:47	運転時の異常な過渡変化があってもMS123市田相まって、
2:00:53	事象を緩和する構築物系統機器、MSさんのところでね、今回括弧、(4)はBWRだけに入る。
2:01:04	項目でいいんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:05	過去のタービントリップ機能っていうのは、その安全機能の重要度分類審査指針にはねないんですよ、表、表見ていただければわかると思うんですけど、
2:01:14	皆さんの設置許可申請書の
2:01:18	添テングウとかの何ていうんすかね表には、そのタービントリップ機能って確かに書かれてるんですけど、安全機能の重要度分類表上は出てこないんですよ。で、
2:01:32	何でかって間考えるといろいろ話は長くなるんだと思うんですけど、基本的にタービントリップ機能っていうのはタービン保護なんですよ。
2:01:43	多分ほぼ財産保護なんで、
2:01:46	結果的にそのPWRってその、
2:01:49	何ていうかな
2:01:51	タービントリップ多分子女使用機器、主蒸気止め弁の弁急閉でスクラム信号が入るよっていうことで、
2:02:00	そのワンクッション、タービントリップじゃなくて、そのタービントリップで、スクラムするっていうトリップするっていうことを、イコールっていうふうにとらえ、とらえた。
2:02:11	形なんですけど、もともとのその要件は安全機、安全機能の重要度分類指針としては、
2:02:18	何ていうかな、そのMSさんとしては、その基本的認定してないっての私の理解なんで、ただ、設置許可の添付10の、
2:02:27	安全解析の最初の説明のところの解析条件としては、MSさんでタービントリップ機能って、書かれてて、そのあたかも
2:02:35	なぜ安全系の中でも地震にそういうMSさんとしてタービントリップ機能があるかのように
2:02:43	誤解されちゃうんで、それは確認していただければいいと思うんですけど、十分に指針はないので、ここにいきなりこう、
2:02:52	括弧片括弧5として
2:02:55	書かれるのはちょっといかなものかと思います。
2:02:58	書式、その趣旨からして、もう一度
2:03:02	1-11、9条の別添1の11ページの
2:03:07	先ほど宮本が言った
2:03:09	私も黄色のマーキング好きになってタービン保安装置、主蒸気止め弁MSさんって、※2が飛んでるんですけど、その機能としてね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:20	こういった12条の機能の割戻書いてるんすけど、原子炉停止系に対する作動信号って書いてて、
2:03:28	直接的にはね、
2:03:30	トリップ信号に行ってるものを意図してるっていうのが、要は安全保護系ですよ、はっきり言うと。
2:03:37	それとは違って、このタービン保護等タービン保護っていう形のもの、ここのカテゴリーには多分、これ、これだと他のやつみんなMS1か2のはずなんで、
2:03:49	それとは別に、何ていうかね安全解析でMSさんでクレジットとってるものっていうそういう整理がやっぱり、相当だと思うんで、
2:04:01	何ていうかね、純然たる安全機能の重要度分類審査指針に
2:04:08	何だろそこのカテゴリーとかそこの分類を正としたときに、
2:04:14	MSさんとしてここに割り込ませるっていうのは、そういう整理はちょっと危険なので、その書き方をね、工夫していただいた方が、
2:04:24	いいのではないかと思いますし先ほど言った24の、
2:04:28	さっきのタービントリップ機能っていうのを、この表上で、表の3-3条ではね、表の3ばあさんの
2:04:38	中でこれがあたかも犯人の重度分類指針にそのまま書かれてるような
2:04:45	取り扱いにこれなってるんで、特に14ページはね、これはちょっと明らかに
2:04:51	誤解を招くのでちょっとここはちょっと訂正をお願いしますそれとあわせて、
2:04:58	タービン保安装置というかタービントリップの取り扱いの
2:05:03	書き方っていうのをちょっと工夫していただくなり、ちょっと考えていただけますか。
2:05:17	ちょっと庁内で打ち合わせします。
2:08:59	一応長井さんの基本的な宮本に言った通りなんで、それを、
2:09:04	その方向でいけば、基本的には
2:09:07	タービントリップ機能に何ていうんすかね、従前のフィーダVrと同じ方針する、したっていうところが一番重要な話なんで、
2:09:14	以上です。
2:09:28	規制庁の尾野です。
2:09:31	コメント回答リストで何か確認したいことございますか。
2:09:38	じゃ、パワーポイント資料入る前に比較表でちょっと確認したいことあるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:44	確認させていただいてもよろしいでしょうか。
2:09:48	規制庁の尾野ですそれじゃすみませんちょっと私から何点か確認させていただきたいと思います。
2:09:57	最初の取りまとめた資料の、
2:10:01	6 ページなんですけれども、
2:10:05	No.14、これ念のための確認なんですけれども、
2:10:09	泊については、先行と違って公開海水ポンプ室っていうのは、
2:10:16	屋内といいますか建屋内にあるので、
2:10:19	衛藤
2:10:21	海水ポンプ室以外のものも含めて、屋外の
2:10:27	衛藤エリアにあるものはないということでよろしいですね。
2:10:34	女川とかだと海水ポンプ室補機ポンプエリアとかで、屋外にするに対して野瀬設計方針述べてるんですけれどもそれはもう泊はないと。
2:10:46	北海道電力の濱口です。泊は屋外にあるものはございません。
2:10:50	規制庁の尾野です。積雪の影響とかがあって基本的にも建屋で全部囲っていますっていうことですね。
2:10:58	そういうプラントの特徴がありますと、そういうことで理解してよろしいでしょうか。
2:11:03	はいその通りで、その通りです。はい、規制庁ので承知いたしました。続いて9-12 ページをお願いします。
2:11:12	これ
2:11:14	備考の、
2:11:16	記載だけがちょっとわからなくて、2 ポツ目なんですけれども、
2:11:24	円。
2:11:26	否決する建屋内で単一の溢水を想定するが溢水防護区画内の水位が最も高くなるよう連結された建屋全体の溢水経路でなく単独建屋内の溢水経路を考慮しているってこれどういうことなんですか。
2:11:46	はい北海道電力の伊藤です。
2:11:49	連結する建屋っていうのは我々の建屋でいうと、原子炉建屋と原子炉補助建屋を、
2:12:00	一番わかりやすい例でいうと隣り合ってますと。
2:12:03	各々水源持ってますので、次、地震時の
2:12:07	関係ないか他の他の水源でも同じですけれども、
2:12:13	先ほどの上から順番に評価するっていう話させていただきましたけど、
2:12:18	その場合に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:20	上からどんどん水を落としてくると。
2:12:23	連結する階層にも当然入ってきます。
2:12:27	そのときに、単独の建屋でその
2:12:30	溢水が落ちてきた。
2:12:32	建屋だけで評価する場合と、
2:12:35	あと隣に伝わって、広がった場合の評価。
2:12:41	それ、そ言っ制限が一つだったら、
2:12:45	単独で評価した方が高くなるに決まってるんですけども、ちょっとその辺がですね、他のSEも交えてくると、どっちが評価上厳しくなるのかっていうのが、
2:12:57	単純に決められないケースってのもあるので、建屋分かれてるところについては、単独建屋の評価と隣接する建屋を広げた評価っていうのを、
2:13:08	ふたケース、やってますとそういう趣旨で書いてます。
2:13:13	規制庁の尾野です意味は理解できました何かちょっと文章が、すみません私
2:13:19	意味取れなかったのでもうちょっとわかりやすく書いていただけたらと思います。
2:13:25	はい北海道の伊東です
2:13:28	もう少し詳しく丁寧に記載するようにいたします。はい。よろしくお願いいたします。
2:13:35	続いてなんですけれども、9-15 ページお願いします。
2:13:41	9-15 ページの(2) 行ったんですけれども、
2:13:45	これ記載だけだと思うんですけれども、今、
2:13:49	赤字で備考で書いていただいているような内容をですね、島根の最新の記載だと少しそれを取り入れた記載になったのかなと思っておりまして、
2:14:01	少し
2:14:03	間瀬専攻の最新の記載の方が適切であればそちらの方を取り入れていただけたらと思います。
2:14:14	はい。北海道電力の濱口です島根の最新の状況を確認して記載修正したいと思います。はい。規制庁の尾野ですよろしくお願いいたします。あと、9-18 ページをお願いします。
2:14:28	9 の 18 ページの一番下のパラグラフなんですけれども、この水密区画、
2:14:35	水密化区画内っていうのって、何かわからないので教えていただきたいと泊。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:41	藤大井にあって多分B、Bは、
2:14:44	ないのかなと思うんですけどもこれは何なんですか。
2:14:52	はい北海道の伊藤でございます。
2:14:54	H e a d水密化区画。
2:14:56	BWRさんも似たような区画があるのではないかなと思いますけれども建設当初から、大型のタンク、
2:15:08	等多量のその水を内包する区画というのを、
2:15:12	壁で囲って、
2:15:14	仮に損傷した場合でも、その区画内に水の
2:15:20	全容量が収まるように設定されている区画っていうのが、水密化区画というふうに呼んでいるものでございます。
2:15:27	原子、
2:15:29	BWRで言うと、
2:15:31	一次系。
2:15:34	C系純水タンクですとか、
2:15:37	あとホールドアップタンク冷却材タンクですとか、割と容量が大きいものに関しては、水密化された区画にもともと置かれているということで、
2:15:48	それを水密角というふうに呼んでございます。規制庁の尾野です。理解しますそれはあるんですが、BWRではこの方針を立ててないんですけども、
2:16:51	はい、北海道の伊藤です大野さんのご理解の通りで、その中にすべて水が収まるということで、その各階への伝播というのは考慮せずに、評価を行っている、そういうものでございます。
2:17:09	規制庁宮ですけど言いたいことってのは水密区画内っていうのは水密化区画になってるのは基本的に分けてあるタンクとか、要は静的が置いてあるところがメインでして、タンク群みたいなところが一つの水密区画とされていて、
2:17:25	要はそこで何かあったとしても他に伝播しないようにもともと設計上考慮された建物になっているっていうことを書きたいってことで、
2:17:34	で、その上で防護対象設備が設置されておらずってのはその中にはそういう回転機器とかそういうものがもともとないのって、多分そういうということなんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:44	その辺をしっかりと分けの備考に書いてもらわないという理由とかに書いていただかないと、多分ちょっと理解ができないというそういうことです。
2:17:54	はい。一つ前の話と一緒に相違の理由を丁寧に詳しく書けるように、見直したいと思います。
2:18:03	規制庁の尾野です。1個確認なんですけれども、例えば水密区画の扉とかに
2:18:11	水っていうか没水、また水とか水が
2:18:15	かかったりとかすることもあってそのバウンダリを形成してる扉とかってというのは、
2:18:22	何か担保とかしたりするんですか。
2:18:26	はい。北海道の伊藤でございます。担保します。
2:18:30	ただ、扉はないかなと思ってます。基本的に区画の上からアクセスする構造になってますので、扉っていうのはないはずですよ。
2:18:40	貫通部がございますので、そちらに関しては、止水措置を施すと、そういう対応をしております。規制庁の尾野です
2:18:50	貫通部の止水処置とかってというのは、浸水防護設備に該当するんですか。
2:18:58	はい。北海道の伊藤です回答をします。
2:19:02	規制庁のです何か評価の前提条件になるので、ここにも含めて、それがちゃんとこう溢水時とかに機能するように担保取ればいいなと思っただけなんですけれども。
2:19:13	先行も含めてそういうふうに整理しているのでは、大丈夫と理解しました。
2:19:24	規制庁の小野です。
2:19:27	続いてなんですけれども、
2:19:34	9-27 ページで、
2:19:38	江藤蒸気放出のところの(1)なんですけれども、
2:19:45	記載だけなんですけど女川の方だと、緑色の字で受ける範囲内にあるって書いてあるんですけれども、
2:19:53	これ泊が、
2:19:54	何かこの文章とかを入れなくていいのかなっていうのがわからなくて、
2:20:01	何かで備考の方だと。
2:20:04	上記電波の解析すべての防護対象設備が機能喪失しないよう対策を施しているって書いてあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:12	これこれのその下解析って、
2:20:15	どっからどこまでの区画をどう解析しているのかわからなくて、女川それで何かこう、
2:20:19	範囲内にあるものだけですか何か、
2:20:22	影響を受けるものだけですか書いてあったと思うんですけど、可能かなと思ったんですけども。
2:20:28	何か記載表現の相違って書いてあるけども、実際泊もその影響を受ける範囲内のものしか解析しないよってことなんですか。
2:20:43	はい北海道の伊藤でございます。
2:20:45	今野そうですね受ける範囲内にある。
2:20:49	設備に対して、
2:20:51	解析を行うという理解が正しいので、
2:20:56	ちょっとこのまま女川の、
2:21:00	記載を仮にそのまま書いたとして、
2:21:04	それを具体的な方策として、ロジックで行いますというふうな書き方もあるのかなというふうに思いますので、もう少し
2:21:13	へえ。
2:21:14	何かそういう層位を
2:21:17	相違がないような、相違がないといえるところは、そうできるようにちょっと表現の検討させていただきたいと思います。規制庁戻しよろしくお願ひします私このいいところとかを、何かパッと見たときに、
2:21:29	範囲内に限定せずなんかすごい広範囲な解析をしているのかなと思ってしまっただけなので、何か記載の適正化ができればお願いします。
2:21:40	はい。北海道の伊藤でございます承知いたしました。
2:21:44	規制庁の尾野です。9-28 ページのカッコ2の①。
2:21:50	蒸気放出のところなんですけれども、女川と泊は書いてないんですけれども、確認だけなんですけども、AとBの間に、
2:22:00	他のBWRとかですと、
2:22:03	1水源となる。
2:22:07	システムがその区画外、
2:22:10	何かもう元弁か何かで閉止することによって影響がないような設計としますとかっていうのを書いて、
2:22:18	いるプラントが女川以外は確かBWR全部書いてあったのかなと思うんですけども、泊は女川と一緒にそういうもののす、方針を立てなくても大丈夫っていうことで理解してよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:38	はい北海道の伊藤でございますちょっとすいません私今理解が追いついていないところがございましてええと、
2:22:45	29-28 ページの、
2:22:49	a ポチとP ポチの間に、
2:22:52	蒸気を隔離することで、
2:23:05	はい、我々もですね。
2:23:08	蒸気の漏えいを検知した際に、上記補助蒸気系統になりますけれどもそちらを元弁から確認すると、そういう対応をとっております。
2:23:19	その対応が、
2:23:21	先行他社さんが書かれている、今大野さんがおっしゃってる記載に該当するのか、確認して、必要に応じて記載の反映というのを行いたいと思います。
2:23:33	規制庁のですよろしくお願ひします。
2:23:38	9-28 と 29 の間に、先行だと、A と B の間ですね、何か 1 個、方針が立ってるのですみません。
2:23:50	規制庁宮ですあと 99-29 の内容で、
2:23:55	ちょっと d ポツのところて泊が書かれているところに、蒸気漏えいの検知っていうところがあると思うんです。
2:24:02	で、これねえ。内容はある程度理解はしてるんだけど、備考に書いてある理由がよくわからないんですよ。
2:24:11	ターミナルエンドが少ないため、
2:24:14	医療機関は、蒸気影響緩和目的で保護カバーを設置せずってこれ少ないから、防護カバー設置しなくていいんですけど。
2:24:24	はい。北海道電力の伊藤でございますと誤解を生じる記載かなというふうに思いますので、
2:24:30	ターミナルエンドが少なく、かつ、小口径のものしかないということで、
2:24:38	防護カバーの設置までは必要ないと、そういう実態がございまして。そのあたり、丁寧にまた記載するようにいたします。
2:24:48	そうですね多分少ないか多いかって多分、議論ではもともとないはずですよ。要は防護設備に影響を与えるか与えないかっていう、多分そういう視点のはずなんだけど、ここは何か、
2:25:00	多いか少ないかでこれを決めてるように読めるので、そこはしっかりちょっと誤解がないように記載してください。
2:25:11	はい。規制庁の郷です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:14	すいませんちょっと戻って申し訳ございません。
2:25:17	危急の 24 ページ。
2:25:22	(2) のの記載になりますこれちょっとすいません私がよく理解してないだけなんですけれども、
2:25:29	漏えいの検知で、床ドレン排水管からの排水等により早期件早期に検知して書いてあるんですけれども、
2:25:40	床ドレンの排水管からこう排水したものって、
2:25:44	早期に検知できるような、
2:25:47	何かこう、
2:25:49	検知器か何かつけて、
2:25:51	できるようになってるんですか実態として、
2:25:57	どう言うか、北海道の伊東でございます。床ドレン系統からの排水に、
2:26:04	で、あとどのように検知するかということになりますと、
2:26:08	ピットですとか、サンプにある水系、そちらが上がって行って、警報を叩くと、そういう
2:26:17	流れになろうかなと思いますので、早期にと、どれだけ早期かというの はありますけれども瞬時ということではないですけれども、
2:26:28	系統としては検知できますと、そういう、
2:26:31	理解です。規制庁の尾野です。中嶋で多分この記載少し変えてたかな と思うので、少し確認していただいて、必要があれば反映してください。
2:26:41	はい。北海道の伊藤でございます。ありがとうございますはい。
2:26:48	原子力規制庁の宮本です。ちょっとこれね、初めに行った指摘と、ここ にそこがあるんですよ。
2:26:55	ような私は認識をしてて、
2:26:58	これ、漏えい検知してるじゃないですか。
2:27:02	検知しなくても自動確立しに行くんですよ。
2:27:05	元説明してましたよね。
2:27:09	そうですね。これを検知して、
2:27:13	隔離することになってます。
2:27:15	どう整理されてるんでしょうか。
2:27:18	はい北海道電力の井戸でございます。先ほどの、
2:27:23	地震ですぐに隔離に行くとその話は、
2:27:26	地震時の一斉に限ったお話でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:31	こちらの検知の話、今9-24ページの検知については、
2:27:36	その他の溢水ということで、
2:27:49	はい。
2:28:06	規制庁の尾野です。
2:28:08	とりあえず私あの後、別添だけなんですけれども、
2:28:11	別添の前までで確認していく。
2:28:18	えっとですねちょっと今日も今日の初めについてるやつは、今日の指摘を踏まえて中身結構変えなきゃいけないのでよく確認するけども、ちょっとあえて言いませんけど
2:28:28	今日の指摘を踏まえたここの記載変わってくるところも結構あると思うんで、よく確認してください。あとですね、
2:28:35	ちょっと細かいところも、
2:28:40	ただ、もう199-17ページ。
2:28:47	ここは、
2:28:50	耐震Sクラス機器については基準地震動S sってこのS sを書かなかった理由は何かってことなんですよ。
2:29:13	はい。北海道電力の伊藤でございます弊社内の、
2:29:18	用語の統一の整理の中で、
2:29:21	基準地震動に関しては、S sを除外すると。
2:29:25	いう方針になりましたので、
2:29:28	基準地震動とのみ記載しているものでございます。
2:29:33	規制庁宮尾ですけど。
2:29:35	最新プラントの申請実績に合わせたら、やっぱり書くべきなんじゃないですか。そこ、何かそこは江田時事務所的事業者的には統一して書けませんっていう話んなってるんだけど、
2:29:47	当選最新プラントを女川とか、例えばBWRでその型式の違うところは別として、
2:29:54	当然それ以外のところは、通常、合わすものじゃないかなと私は認識してるんだけど、そこ間、そこ、どうしても書かないっていう理由がちょっと私はわからないんでよく確認してください。
2:30:09	はい、北海道の伊藤でございます。
2:30:11	おっしゃる通りかと思しますので、はい。記載の要否について改めて検討いたします。
2:30:31	ちょっと、
2:30:34	本当。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:51	9-41 ページ。
2:30:55	これわざわざ黄色線で、大井川氏に言ってるんだけど、最新だと、当然、
2:31:00	基準地震動 S s 地震力に耐震 B C クラス機器が破損しているのはより親切だと思うんだけど、
2:31:07	これを書かなかった理由を教えてください。
2:31:18	はい。北海道の伊藤でございます。
2:31:21	地震による溢水というのを、
2:31:25	お隣の女川ベースで、
2:31:26	記載することで特に問題が生じるとは思えませんので、より丁寧な表現の方に見直したいと思います。規制庁浅野。
2:31:35	いやそういうのが、何回も言ってますけど、合わせるものはしてくださいと。で、より適切な方だと認識すればそちらに合わせるものが、多分合わせた形でこれ、時間がもったいないので、
2:31:49	そういう認識でちょっと資料のつくり込みをぜひしていただきたいんですけどいいですかね。
2:31:56	はい。本日、
2:31:58	同じ趣旨で、何件かご指摘いただいているというふうに認識しておりますので、
2:32:03	可能な限り、先行のまま、特に我々がリファレンスしている女川さんと、
2:32:10	同様の表現が使えるっていうのは、場合には、そちらを優先して記載するように心がけたいと思います。以上です。はいお願いしますそれじゃ 1 個、99-20 ページ、20 ページで、
2:32:24	これちょっと内容だけ教えて欲しい具体的には、
2:32:30	溢水防護区画内で真ん中に (2) 溢水経路の設定で、
2:32:35	具体的には溢水防護区画内では税理士に対して床ドレン開口部貫通部田平から高井リースは想定しないと。
2:32:45	これ床ファンネル機器ハッチ開口部と、
2:32:48	ていうのが、戦後で書かれてるんだけど、
2:32:52	前半で考慮しないと。
2:32:57	言っているのは、
2:32:59	良い
2:33:03	理解してんだけど、床ファンネル機器ハッチ、
2:33:06	介護定例的に括弧で囲んで場合を除くっていうところの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:11	定期的に叩く流出確認場合を除くの初めに、何を除くかが書いてないんだけど、これは何を除くんですかね。
2:33:30	東海道電力の浜口です。こちらは開口部になるんですけども右側のそういう理由欄に記載しております。主蒸気管室に設置されている床開口部からの流出、
2:33:43	ていうのを考慮してございます。
2:33:46	女川のように床ファンネルですとか、機器ハッチからの流出というのは想定しておりませんので、具体的な記載はしていないということになります。
2:34:00	あと、すいません。
2:34:02	であれば、ここに床ファンネル機器ハッチ開口部等とは違って、
2:34:09	のぞいてのここだけですから主蒸気管の
2:34:12	流下開口部だけを除いてるということですか。はい甲斐こちらの映画会コード1ヶ所のみとなっております。
2:34:19	それを書いていただかないと、いや主語がない状態で、定期的な他カード流砂確認分を除くって何を除いてるかこれだとちょっとわかんないような気がするんですよ。
2:34:30	北海道の北海道電力の濱口ですはい。
2:34:33	開口部、
2:34:35	を除いているということがわかるように、記載適正化いたします。
2:34:39	はい。開口部って書いちゃうと、前の開口部とダブっちゃうので、
2:34:44	なので、少しいつか開口部なら床開口部っていうか階級言葉を少し変えるなりした方がより親切かなと思いますのでその辺はよろしく願いしますいいですかね。
2:35:44	はい。私は以上です。
2:35:55	ちょっと1個だけですか、規制庁のでちょっと別添で2、2ヶ所わからなかったの、ちょっと教えていただきたいんですけども。
2:36:04	別添6-1ページになります。
2:36:12	ポツの配管弁のところで、
2:36:17	上から4行目くらいに2MP a以上の開発に対して健全性が確保された内部溢水、
2:36:25	影響評価上考慮する水等に対して十分な余裕がある、図1参照って書いてあるんですけども、それで後ろの図1見ると赤線でこう区切って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:35	見て、これが、す、何か出納に対して度 10 分の余裕があるとか、どう見ればいいのかわからないので、ちょっと教えていただけないでしょうか。
2:37:06	はい。
2:37:09	北海道電力の伊藤でございます。衛藤。
2:37:13	添付 6-1 ページ目にある、
2:37:17	配管のところ、例として配管。
2:37:20	これ例ですけれども、
2:37:22	ある材質、合計を指定した上で、
2:37:27	共用引張応力、
2:37:30	の機械もした上で、
2:37:33	へに、
2:37:35	2MP a 以上の外圧に対して健全性が確保されるということで、
2:37:41	下の配管の開発評価例ですと、
2:37:46	へえ。
2:37:49	93MP a の許容引張応力横地軸ですからね。
2:37:55	そこに対して、
2:37:57	へえ。
2:38:01	これが、すいません
2:38:03	2 が 2MP a っていうのが、左側の線だと思うんですけれどもちょっとこの、
2:38:13	導き方っていうのが、
2:38:15	確かにすいませんこれ
2:38:18	私も今ここをこういうふうにつなぐとこうなりますというふうにご説明できないところがございますのですみませんちょっと時間をいただいて確認させていただいてもよろしいでしょうか。
2:38:38	はい、規制庁の同じよろしく申し上げます。
2:38:45	あと、
2:38:47	次のページの 6-3 ページで、これ、表の中で、
2:38:52	ちょっとわからなかったんですけど、評価のところの、
2:38:57	右から三つ目の欄で、
2:39:01	常時蓄圧されていることから一斉により機械的損傷が生じることはないって、これって、
2:39:08	どういうことなのかわからないので教えていただきたいんですけど蓄圧されていて、何か機械的損傷が生じないと、どういうことなのかという

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のはその辺ちょっと理解できなかったのでこれをちょっと教えてください。
2:39:24	はい、蓄圧されていた北海道の衛藤でございます蓄圧されていてというのは、
2:39:29	内圧を高いなやつを有しているという意味でございます、それがゆえに、あの中に水が浸透したりすることがないと。
2:39:39	ということで、溢水影響はないというふうに評価すると、そういう趣旨で書いてございます。規制庁のですわかりました。
2:39:47	いや、何かあれですよ。内圧があっても溢水で水圧がかかってもないはずの方が強いから、まだ大丈夫ですってことを言いたいですよね。
2:40:01	あ、すみません
2:40:14	規制庁です。はい。私からは以上です。
2:40:24	規制庁大塚です。ちょっと細かいところなんですけど、
2:40:28	9-別添1-7ページで、
2:40:34	一番下のところに、プール冷却及びプールへの給水って書いてあるんですけど、
2:40:41	ここはプールの表記でよかったでしょうか、ピット。
2:40:45	にすべきなんでしょうか。
2:40:47	ちょっとが移動関係のところの記載なんでちょっと判断つかないんですけど。
2:41:00	あと北海道電力の濱口です。こちらはガイドの記載をそのまま書いているということでプールというふうに記載をしてございました。
2:41:23	規制庁大塚です承知しました。あと、
2:41:26	別添1の13ページと、
2:41:34	まず別添1の13ページも、プールでいいんですよ表記としては、
2:41:39	はい。同様にガイドの記載ということでプールというふうに記載しております。
2:41:47	規制庁大塚です。承知しました。
2:41:49	あと、
2:42:08	すみません、比較表じゃなくてまとめ資料の方の、
2:42:13	別添1、
2:42:16	添5-1ページですね。
2:42:22	この
2:42:24	上から、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:26	4行目のところで、
2:42:28	小部通測定箇所の個別の別が抜けてますので、
2:42:33	修正をお願いします。比較表の方入ってました。はい。
2:42:37	北海道電力の濱口です失礼いたしました。修正いたします。
2:42:51	規制庁のです他にありませんでしょうか。
2:42:55	ウェブ参加の方を含めて大丈夫ですか。
2:43:00	規制庁の小野です。
2:43:02	パワー食う資料の説明をお願いします。
2:43:09	はい。北海道電力の濱口です。資料1のパワポ資料の方をお願いいたします。
2:43:15	こちらの資料では九条の溢水評価に関わる基本方針についてご説明いたしまして、記載の中身自体は前回今回でご確認いただいている。
2:43:27	内容になると思いますので、
2:43:30	説明は手短かにさせていただこうと思っております。資料の記載方針ですとか、そういう意図みたいなのがわかるようにかいつまんでご説明したいと思います。
2:43:41	3ページお願いいたします。
2:43:45	こちらでは溢水影響評価のフローをお示ししております、溢水評価ガイドに従って評価を行うためのフローとなっております、先行プラントと同様の流れで
2:43:58	逃れとなっております。
2:44:00	で、右側に青字で記載している数字は、以降のスライドの項目番号をお示ししております、各校において、被水評価に関する基本方針についてご説明をしております。
2:44:14	衛藤。
2:44:15	例といたしまして、11ページをお願いしたいんですけども。
2:44:22	11ページには消火水の放水による、
2:44:26	被水評価について記載をしております。
2:44:29	このページの下部の下部に、泊3号炉の特徴といたしまして、藤泊は3時間の放水。
2:44:38	によるにより想定される整理を基本とするが、笠井委員、現地材料については、火災荷重と等価時間について放水量を算定しているという旨を記載しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:51	こちらは女川が一律3時間放水としているのに対してはそういう点となっているんですけれども、先行PWRと同様の評価を浸透しているということがわかり
2:45:02	そのように記載をしております。
2:45:06	衛藤。
2:45:07	1枚めくっていただいて、12ページお願いいたします。
2:45:13	こちらは地震による性評価について記載しておりまして、こちらの前ページと同様に泊の特徴について記載をしております。
2:45:23	こちらはこちらは本日のコメントをいただいた内容になりまして、地震時の確認について、泊の特徴として記載をしておりますが、
2:45:33	詳細については今後説明が必要だというふうに考えてございますので、詳細な方針についてはまた別途ご説明させていただきます。
2:45:44	以降のページも同様に、基本方針について記載しておりまして、泊の特徴的な内容があるものは、徳田して説明をしております。
2:45:55	今回はその基本方針に関わる内容しか記載できてございませんので、
2:46:02	評価方針結果等の詳細については、また、今後ご説明させていただきたいと考えております。
2:46:08	簡単ですが以上になります。
2:46:12	はい。規制庁の尾野です。それでは確認したいと思います。ちょっと待ってください。
2:46:36	はい。規制庁のです。お待たせいたしました。
2:46:39	それでは、私の方から3点だけ確認させてください。
2:46:45	4ページなんですけれども、
2:46:47	表の2-1の中で、
2:46:51	想定破損、
2:46:53	が書いてあるんですけれども、上記のところって、低エネルギーのやつってあれなんですか、実際上はやらないからもういきなり切りについて書いてるっていう書き方で高エネルギーしか限定してないってことですか。
2:47:18	はい。北海道の伊藤でございます。
2:47:20	低エネルギー配管ですと、そうですね。おっしゃってる通りいただいた通りで、温度が95度、
2:47:27	期間、
2:47:28	になりまして圧力も相当低いということで、
2:47:32	そもそもその蒸気減になる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:35	経緯がないということで、高エネルギー系統というふうに記載しているものでございます。
2:47:41	規制庁の尾野です。方針を今こう記載し、しているっていうふうな話なんですけれども、いきなりその低エネルギーをもうここで切ってっちゃっていいのかなっていうところが、
2:47:52	ちょっとあったので、
2:47:55	実態の評価上ないのとそれとも報酬型とか何とかっていうところをちょっと整理していただいた方がいいのかなと思って。
2:48:03	なんか多分がガイド上別に最初から低エネルギーを切っていいとかって書いてなかったような、
2:48:08	気がしたので、少しそこと平仄をとっていただけたらと思います。
2:48:15	はい。北海道の伊藤でございます。こちら
2:48:19	スライド資料パワーポイントの資料では、
2:48:22	方針を示すということで、はい。もう最初から
2:48:27	閉、対象を限定しない方がいいのではないかと。その趣旨を、
2:48:33	踏まえて、どのような記載ができたのかというのを検討。
2:48:37	いたします。
2:48:39	規制庁の尾野ですよろしく申し上げます続いて6ページなんですけれどもごめんなさいこれ先ほどちょっと、
2:48:45	伝えればよかったんですけども、比較表の別添1の、
2:48:49	13ページ。
2:48:50	ちょっと合わせて、
2:48:52	確認させていただけたらと思うんですが別添1-13です。
2:48:58	これ
2:49:01	ちょっと屋外溢水の議論とも絡んだりとかもするんですけども、
2:49:07	今の泊のこのパワポの6ページに津波高、敷地に場所と矢印が向いてて、
2:49:14	女川とか、
2:49:17	大井とか見ると、敷地内のタービン建屋とか、そこもなんかこう津波の流入を考慮する海水ポンプとか、
2:49:24	いうところも一応コース線を引いてるので、もしそれが
2:49:30	泊も、
2:49:32	タービン建屋とか、多分そそうなのかなと思うんですけどもそれがあるのであれば少しそこにも、
2:49:37	矢印をかけた方がわかりやすいのかなと思いました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:44	北海道電力の濱口です。ご指摘、理解いたしました。修正させていただきます。
2:49:51	規制庁の尾野です。
2:49:54	続いて11ページなんですけれどもこれ先ほどの議論でもちょっとあったので確認させていただき、確認していただきたいんですけどもこれ先行PWRだけじゃなくて島根を、
2:50:04	同じ方針確かさせたかなと思うのでそれも確認して記載していただけたらと思います。
2:50:11	はい。北海道電力の濱口ですはい。嶋でも確認して記載するようにいたします。
2:50:26	はい。規制庁のです。私からは以上です。
2:50:33	ちょっと、
2:50:35	介護の迅速化のために一応確認だけはしておきます。
2:50:40	さっきの話で、
2:50:47	6ページ、これはなんだけど、
2:50:51	循環水ポンプ建屋っていうのが建屋内へたつた10月ポンプっていうの建屋があるので、ここは泊特徴なのでここは先行と、
2:51:00	違うだと思んですけど、基本的な考え方は一緒なので、
2:51:06	全国PWRと同じで正しい
2:51:10	循環水循環ポンプについては潤滑査定があるため
2:51:15	評価に含まれる立て屋内として評価含まれるという表現の方がいいかなと。
2:51:21	識別つつ付けるためにそうしといた方がいいかなと思いますので、よく確認してください。いいですかね。
2:51:27	北海道電力の濱口です。はい。今のご指摘踏まえて修正いたします。あとは、これ本当にさっきと、もう繰り返して12ページは、これはもう、
2:51:39	要は泊オリジナルとしてこれはやってるっていう認識なんですかね。
2:51:48	この地震起因による溢水減の、この特徴って、PもBもないんだけどこれは、
2:51:54	泊オリジナルとしてこういう考え方を導入してるそそういうことですか。
2:52:09	はい。北海道の伊藤でございます。
2:52:12	地震時に、
2:52:16	運転員による隔離操作に期待するという事で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:21	ガイドの
2:52:23	危惧される範疇だとは思いますがけれども、我々と同じように、
2:52:30	それを、地震を起点に、すべて確認に行くとそういうことをやってるのは我々、
2:52:37	のみかなというふうに考えております。
2:52:41	であれば多分そこが論点になるんですよ。
2:52:43	それは明らかに先行と違うので考え方が、何でPでP同じPでありながら、さらに変える必要があったのかっていうところが、
2:52:52	これは甲斐香川でも確認なるかもしれないけど、
2:52:56	今後どうするかどうか知りませんが、今日のコメント踏まえてよく確認してください。
2:53:04	基本的には我々としては先行Pと同じようなことでやっていて、
2:53:09	最新版のBWRに、資料載せ整理を合わせなきゃいけないという認識でちょっと審査をやってるんですけど。
2:53:17	今の話であれば、多分これ会合でも説明してない過去の会合でも説明してないような話がここにあるっていうことで、私も認識しましたので、
2:53:28	宇津、そういうふうな方針でいかれるのであればその辺の説明をしっかりとつけていただければなど。
2:53:36	思いますのでよろしくお願いします。
2:53:40	はい。論点になるという、北海道の井藤でございます。この点、論点になりうるとなるということで認識いたしました。今一度、
2:53:50	全厚Pの隔離の方法についても確認しまして、我々、そちらの方に何か参考になる部分がないのかというところは、
2:54:01	確認して参ります。以上です。はい。富山です。あと16、今後の話でどっかに書いてあるんですけど。
2:54:17	えっとですね、これ自体は、まだ方針だけっていうのは、わかるように後ろにつけてもらいたいっていうのがあって、要は付けられてるのは本文と基本方針の日と、
2:54:30	今後提出する予定のあるものがこれで、
2:54:35	最終的には屋外、屋外の溢水に関しては例えばその基準。
2:54:41	津波が決まってから何か基準地震動が決まってからののかそれともその前にやるのか。
2:54:47	要は、今回説明しているのは、あくまでも本文と点は、テンパチと主なところだけであって、これから残ってるものが何なのかっていうこの会合までに説明できないものについては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:58	後ろにつけて、今後説明を行うという整理をわかるようにしてもらいますちょっと識別をしていただきたいとそういうことです。いいですかね。
2:55:11	はい。北海道電力の濱口です。承知いたしました。
2:55:15	はい。私は以上です。
2:55:26	すいません規制庁長江ですちょっと、
2:55:29	記載。
2:55:32	パワーポイントの4ページのところなんですけど、
2:55:35	ちょっとここで想定破損のところ、ちょっと話に出たところなんですけど、
2:55:42	高エネルギー系統って書いて※が2が飛んでて、
2:55:47	運転温度 95℃または運転圧力ってか配管って書いてるんですけど、ガイドの定義は、高エネルギー配管。
2:55:57	とか低エネルギー配管って書いてて、
2:56:02	高エネルギー系統っていう、
2:56:04	何でそのワーディングないと思うんですね。だから、ちょっと
2:56:09	何て言うんすかねちょ、ちょっとこの記載はその、
2:56:13	要は高エネルギー配管を含む系統っていうことだと思うんで、
2:56:18	そういうちょっとガイドのことバー。
2:56:21	動向ちょっとずれるようなところはちょっと、
2:56:26	修正いただければと思うんですけどそれと同じで3ページのところにフローチャートがあるんですけど、
2:56:32	街ガイドのそっけないっていうかあれよりか詳しくいろいろ書かれてるんですけど、これもちょっとガイドのワーディングとかそういう
2:56:45	何て言うんすかね
2:56:47	ちょっとトーンが、ガイドを使ってない、ガイドは使ってるんだけどそれをもう少しいろんな意味で細かく、
2:56:57	丁寧に書かれたっていう趣旨はわかるんですけど、なるべくガイドで使われてる言葉が使えるんであればそれに置き換えていただいて、
2:57:06	なるべくがガイドを使ったんだっていうことがわかるようにしていただければと思うんですけど。
2:57:13	帯同電力の浜口です。承知いたしました。ガイドの記載をもう一度確認して修正できるところは修正したいと思います。
2:57:21	規制庁永井ですよろしくお願ひします。
2:57:26	規制庁のです。秋本さん何かありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:30	規制庁アキモトですすみません
2:57:33	パー報の11ページ見てたらー、泊3号炉の特徴って書いてあるにもか かわらず先行Pと一緒に。
2:57:43	ていうふうに見えたんですけど、これってどういう趣旨なんですかその 先行Pと一緒にって特徴になるんですか。
2:57:54	北海道電力の濱口です。確かにおっしゃられ、おっしゃられる通りかな と思ひまして、ただ女川との相違点という観点でこれまで、
2:58:05	ご説明してきても女川と違うという観点で、泊の特徴として、今回ここ に記載をしておりました。
2:58:25	規制とアキモトです一斉の担当者がこれでよければ、理解はしましたが
2:58:33	泊の特徴って言ってんだったらなんか、
2:58:37	特別何か先行実績がないとかそういうことなのかなっていうふうに理解 しちゃうので、
2:58:42	わかりました。はい。私から以上です。
2:58:46	規制庁の根崎補佐ありがとうございます。ちょっと確かに私も、
2:58:50	ここは違和感あって、
2:58:52	確かに女川との比較で比較ヒアリング上は比較表で再度説明してると思 うんですけども審査会合って別に、
2:59:00	女川との比較表を使って説明するわけでもないの、
2:59:05	先ほど今日のヒアリングでもあった通りの、少しその泊の特徴があるの であれば、そこをトピックで書いていただけたらと思います。
2:59:14	北海道電力の濱口です。承知いたしました。コメントを踏まえまして記 載を見直したいと思います。
2:59:26	多分その特徴っていう表現が、多分違和感があるので、せっかく書いて あるのを消すっていうよりは、同様っていうのがわかるように、特徴じ ゃないので同様なので、
2:59:38	わかるように識別してくれればいかなと思います。お願いですかね。
2:59:43	はいありがとうございます。見直し、そのようにしたいと思います。あ とですね、
2:59:49	ちょっと今、他の指摘があったので見直したらやっぱりちょっと、
2:59:55	ガイドから持ってくるなら正確にやってくださいっていう意味で、
2:59:58	例えば先ほど内野長井から指摘あった4ページのところなんだけど、
3:00:03	これ※2 ついてるんだけど、これでいうと配管なんだと思うんだけど、 これ高エネルギー配管と低エネルギー配管があって、
3:00:11	運転温度運転温度かな、通常運転温度は959を超える鎌田。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:18	運転圧力が1.9MPaを超える配管っていうんだけど、ここにもう1個2541日以上っていうのがあるはずなんですよ。1日以上であることっていうのを、
3:00:29	があるはずなんだけどそこが抜けていると、これすべての高エネルギー配管を対象にしてるように見えます。
3:00:35	なので、ガイドをしっかりと読み込んで、この米とか低エネルギー配管の状況を書くのであれば、正確に書いてくださいって、そういうそういうことです。いいですかね。
3:00:47	北海道電力の浜口です。承知いたしましたガイドの記載を改めて確認して資料全体として適正化したいと思います。
3:00:57	はい。私以上です。
3:01:09	規制庁の大野です。それではこちらからの確認は以上になります最後に北海道電力さんの方から何か確認事項ございますでしょうか。
3:01:22	北海道電力からは特にございません。
3:01:25	はい、規制庁のそれでは本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。